

業 務 概 況

平成 2 9 年 版



安全で豊かな社会のために

国 土 交 通 省

九州運輸局 熊本運輸支局

目 次

I	熊本県の概況	
1.	熊本県の主要交通網の概況	1
2.	熊本県の主要な交通施設の概況	3
3.	熊本県の観光の概況	4
II	管内の業務別概況	
1.	企画関係業務の概況	
(1)	交通施策の推進状況	7
(2)	海事産業次世代人材育成事業	8
2.	旅客輸送関係業務の概況	
(1)	旅客自動車運送事業	
①	乗合バス輸送	9
②	貸切バス輸送	12
③	タクシー輸送	13
(2)	自家用有償旅客運送の概況	16
(3)	旅客船輸送の概況	17
3.	物流関係業務の概況	
(1)	貨物自動車輸送の概況	
①	トラック輸送	18
②	霊柩自動車運送事業の概況	21
③	熊本市内での共同集配事業の推進	21
④	大型貨物自動車（ダンプカー）の概況	21
(2)	内航海運業の概況	22
(3)	港湾運送事業の概況	23
(4)	倉庫業の概況	24
4.	その他輸送関係事業の概況	
(1)	レンタカー事業	25
(2)	自動車運転代行業	25
5.	自動車登録の概況	26
6.	自動車整備事業及び保安関係業務の概況	30
7.	造船事業の概況	33
8.	船舶登録の概況	34
9.	船舶検査の概況	34
10.	船員関係業務の概況	35
11.	運航労務監理業務の概況	37
12.	外国船舶監督業務の概況	38
13.	独立行政法人自動車技術総合機構の概況	39
III	熊本運輸支局の組織・沿革	40
IV	運輸関係法人・団体等	
1.	関係法人・団体等一覧表（本庁舎一陸運関係）	43
2.	関係法人・団体等一覧表（三角庁舎一海運関係）	44

I 熊本県の概況

1. 熊本県の主要交通網の概況

県内の鉄道交通網は、JR九州の鉄道が東西南北に向かって延び、県内の民鉄4社及び熊本市電が主要地点でJR駅と結節している。現在は、平成28年4月に発生した「熊本地震」により、JR豊肥線の肥後大津～阿蘇間が不通となっており、南阿蘇鉄道においても立野～中松間がまだ不通となっている。

また、熊本市交通局が運行している路面電車については、健軍町から辛島町で分岐して熊本駅方面と上熊本駅方面へ運行している。

軌道系交通機関の結節状況は、JR九州熊本駅・新水前寺駅で熊本市電が結節し、JR九州上熊本駅では熊本市電・熊本電気鉄道が結節している。

バス路線については、熊本市の熊本交通センターを起点として、県内事業者5社の路線網が放射状に張り巡らされている。高速道路を利用した都市間長距離高速バスは、平成11年3月の福岡都市高速道路と九州縦貫道との直結や、益城熊本空港インターの開設により、一段と利便性が向上した。特に、熊本～福岡線は福岡空港行き(19回)を含め一日100回以上運行し、九州新幹線と競合している。

熊本港においては、平成24年10月にガントリークレーンの設置により熊本都市圏の物流機能の強化が図られ、平成25年8月には水深7.5mバースの延長によりクルーズ客船の係留が可能となった。

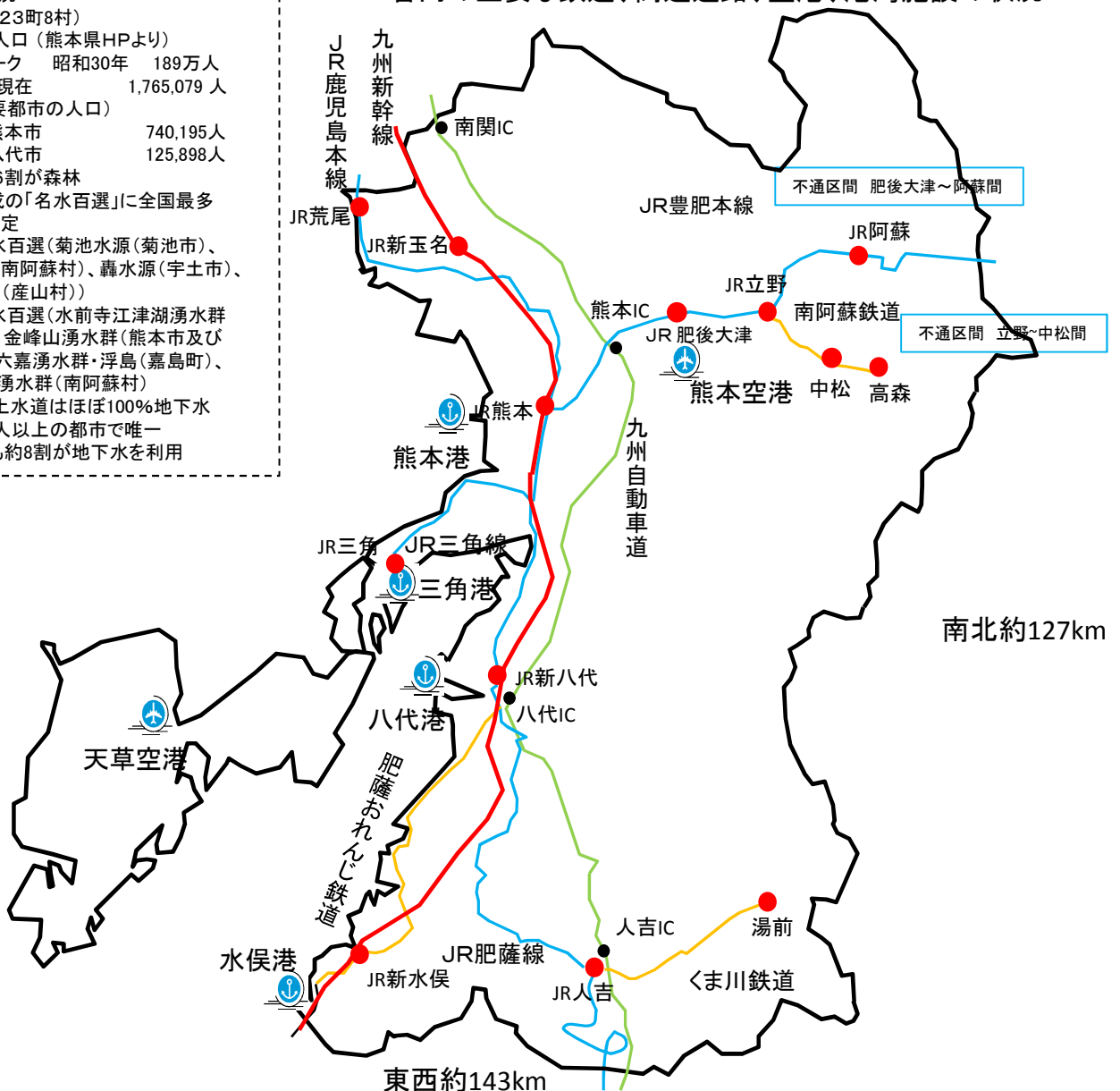
また、八代港においても平成25年6月には水深14m岸壁1バースが整備され、平成27年には16万トンの大型クルーズ客船が入港することとなったが、平成29年7月には国土交通大臣から国際旅客船拠点形成港湾の指定を受け、新たに22万トン級のクルーズ船が接岸できる岸壁の整備に取り組むこととなっている。平成29年の外国クルーズ船の入港回数は、前年の10回から65回へ大幅に増加している。両港においては、港湾設備の充実により物流振興と観光振興の期待が高まり、今まで以上に国際コンテナ定期航路の開設やクルーズ客船の寄港などに向けてのポートセールスが活発となっている。

熊本空港においては震災からの復興の加速化や、民間のノウハウを活かした利用促進・サービス向上を図るため、平成32年4月から熊本空港の運営を民間に委託することとなり、平成31年3月頃には優先交渉権者の選定が行われる。

●熊本県の概況

- 14市9郡(23町8村)
- 熊本県の人口(熊本県HPより)
人口のピーク 昭和30年 189万人
H29.12.1現在 1,765,079人
(県下主要都市の人口)
熊本市 740,195人
八代市 125,898人
- 県土の約6割が森林
- 昭和と平成の「名水百選」に全国最多の8力所選定
・昭和の名水百選(菊池水源(菊池市)、白川水源(南阿蘇村)、轟水源(宇土市)、池山水源(産山村))
・平成の名水百選(水前寺江津湖湧水群(熊本市)、金峰山湧水群(熊本市及び玉名市)、六嘉湧水群・浮島(嘉島町)、南阿蘇村湧水群(南阿蘇村))
- 熊本市の上水道はほぼ100%地下水
人口50万人以上の都市で唯一
県全体でも約8割が地下水を利用

管内の主要な鉄道、高速道路、空港、港湾施設の状況



管内及び他県を結ぶ主要旅客定期航路



①有明フェリー
(有明みらい)



②熊本フェリー
(オーシャンアロー)



③九商フェリー
(フェリーあそ)



⑥シークルーズ
(Vista Bonita)



⑦共同フェリー
(フェリーごしょうら)



⑤苓北観光汽船
(Kizuna II)



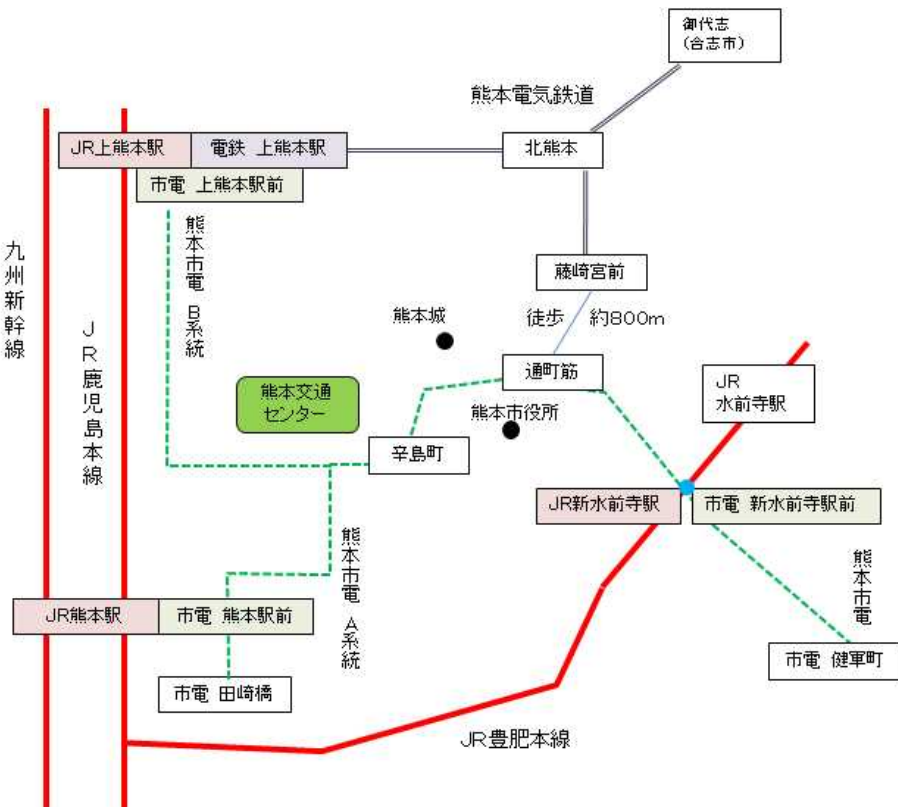
⑨三和商船
(第二天長丸)



図番号	事業者名	航路名	備考
①	有明海自動車航送船組合	多比良～長洲	長崎運輸支局所管
②	熊本フェリー(株)	熊本～島原	
③	九商フェリー(株)	島原～熊本	長崎運輸支局所管
④	島原鉄道(株)	口之津～鬼池	長崎運輸支局所管
⑤	苓北観光汽船(株)	天草～長崎	
⑥	(株)シークルーズ	本渡～松島～三角	
⑦	共同フェリー(株)	御所浦～棚底・大道	
⑧	天長フェリー(株)	天草～長島	鹿児島運輸支局所管
⑨	三和商船(株)	蔵之元～牛深	

2. 熊本県主要な交通施設の概況

(1) 熊本市内の軌道系輸送機関の結節状況



JR上熊本駅周辺



JR新水前寺駅周辺



(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法関係)

①一般バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州産交ランド マーク(株)	熊本交通センター (仮バスターミナル)	熊本市中央区桜町	許可年月日 開始年月日 施設面積 バース数 乗入会社数	平27. 9. 28 平27. 10. 1 7, 860㎡ 21 県内5社、県外5社

②専用バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要
九州産交バス(株)	本渡バスターミナル	本渡市南新町	4 バース
	松橋バスターミナル	宇城市松橋町松橋	4 バース
	阿蘇山上バスターミナル	阿蘇市阿蘇町黒川	2 バース
熊本電気鉄道(株)	菊池バスターミナル	菊池市大字隈府	2 バース
合計	4 ターミナル		1 2 バース

③一般トラックターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州高速道路 ターミナル(株)	熊本トラックターミナル	熊本市東区小山	免許年月日 開始年月日 境域面積 バス数	昭50. 8. 21 昭51. 6. 24 77, 742 m ² 54

3. 熊本県の観光の概況

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であり、観光需要を取り込むことにより地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待されている。

熊本県は、阿蘇の雄大なカルデラ景観や天草の美しい海岸線・多島群、そして豊富な温泉など県内各地が優れた自然の観光資源に恵まれており、また、日本三名城の一つ熊本城など歴史や文学にかかわりのある観光地、施設が数多く存在している。

阿蘇地方には、観光圏整備法に基づき国土交通大臣が認定した観光圏として、「阿蘇くじゅう観光圏」があり、民間のソフト事業に対する補助制度や各種法律の特例などにより、地域の自主的な取組を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進している。

また、阿蘇くじゅう国立公園をナショナルパークとしてのブランド化を図る取り組みも行われている。

なお、平成28年4月に発生した熊本地震により、阿蘇方面への主要道路である国道57号線及び鉄道(JR豊肥線)が寸断され、国道の代替ルートは確保されたものの、今なお鉄道(JR豊肥線)は不通となっており、観光面でも大きな打撃を受けていることから、早期の復旧が望まれているところである。

外国人の誘客の施策については、「ビジット・ジャパン事業」として訪日外国人旅行者数の増加を推進してきており、魅力的な観光地、旅行商品の造成などの戦略的なブランド発信により、アジアのみならず、旅行者数の増加が見込まれる欧米豪の20カ国を重点地域として、効果的なプロモーションが実施されているところである。

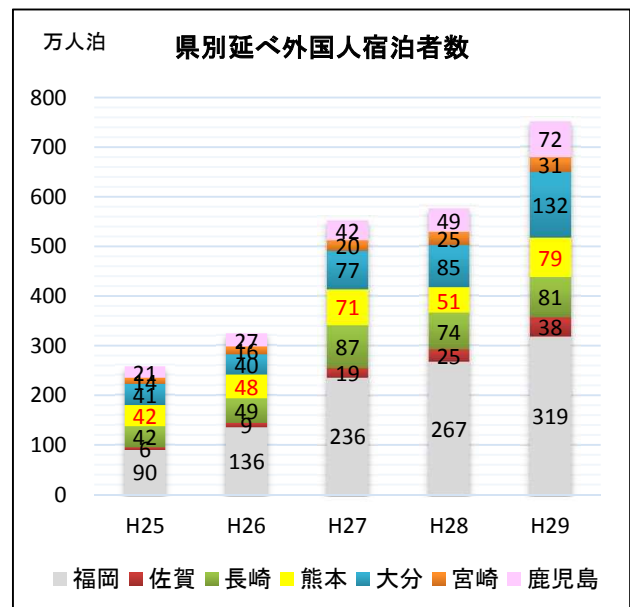
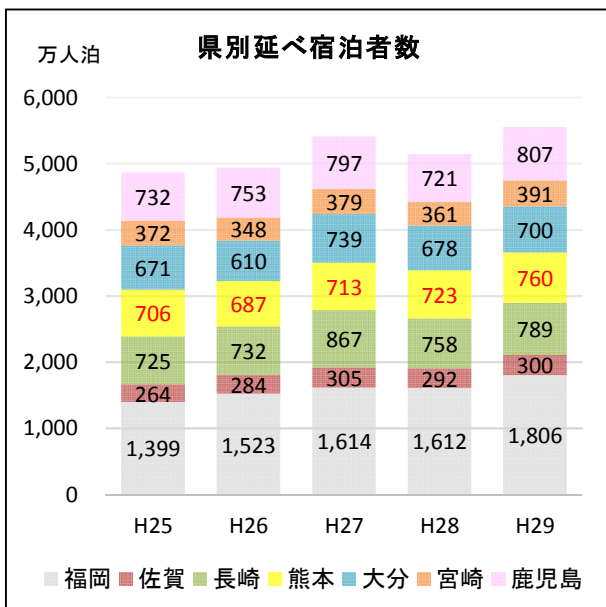
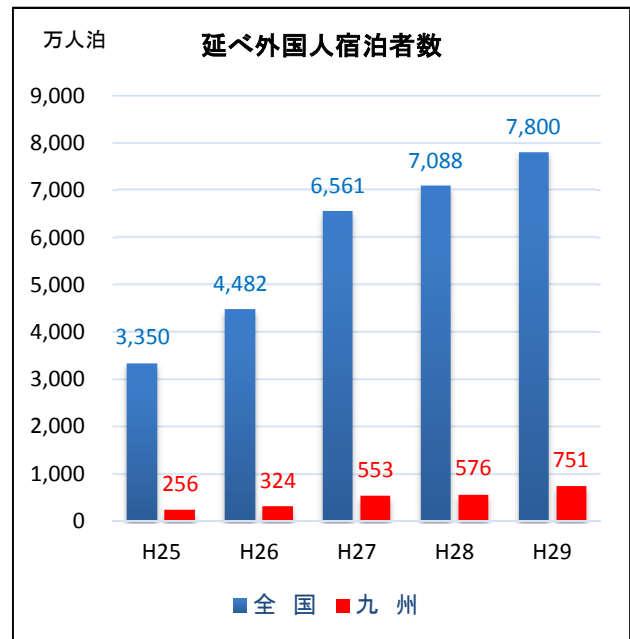
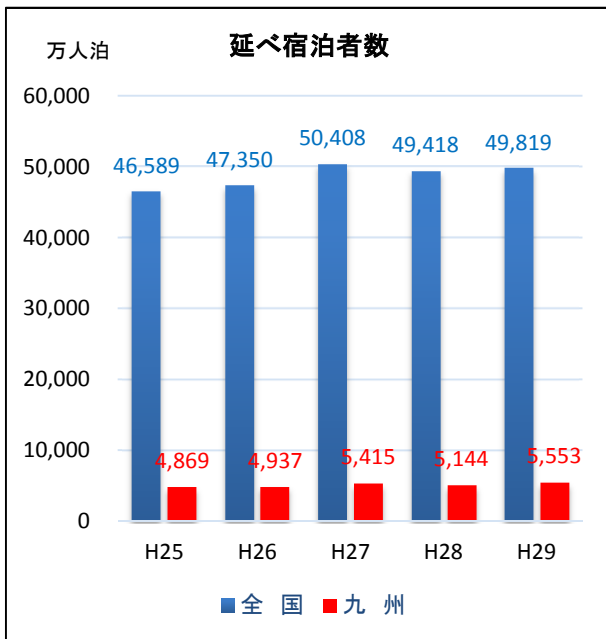
また、魅力的な観光地域づくりの面では、各地域で日本版DMOの形成確立に向けた取り組みも行われている。

※日本版DMOとは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

平成29年の熊本県の延べ宿泊者数は、対前年比5%増の7,597,320人泊で全国24位、九州で第4位、うち外国人延べ宿泊者数は、対前年比52.9%増の787,170人泊で全国第17位、九州で第4位であった。

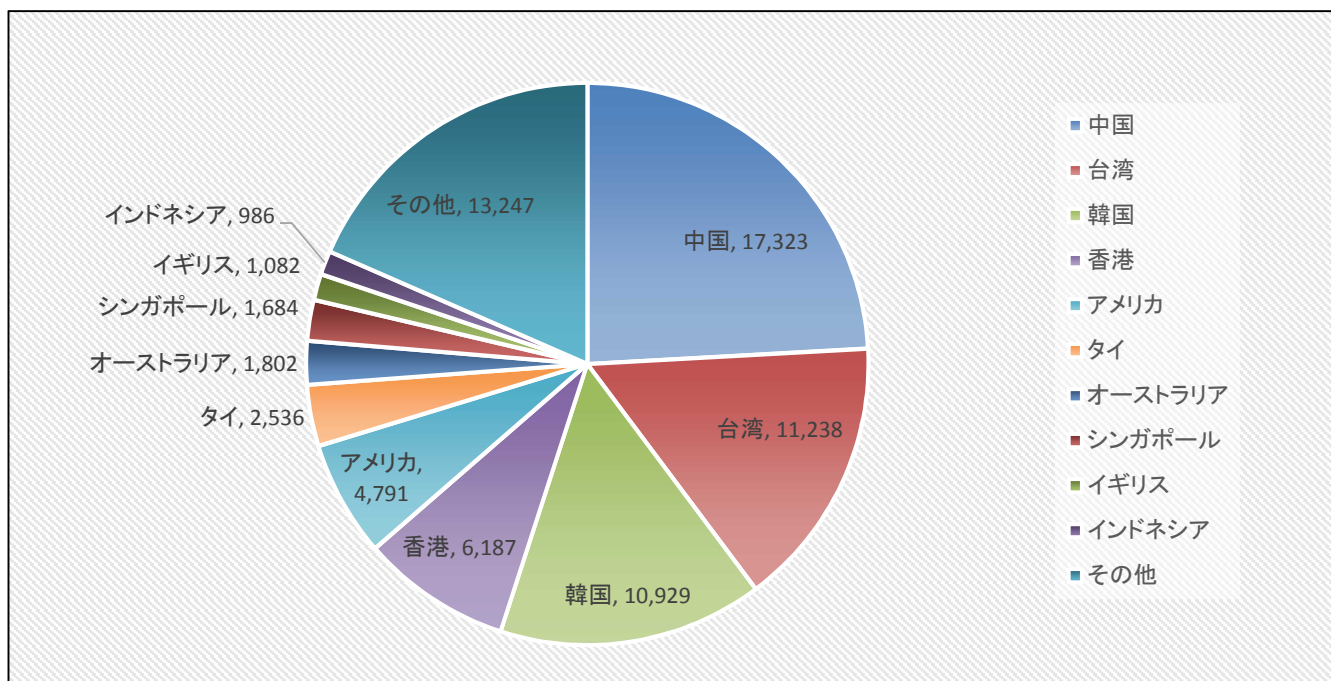
※平成28年は、4月に発生した熊本地震の影響により、宿泊者数が減少したものの

(1) 県内の宿泊者の状況 (観光庁宿泊旅行統計調査)

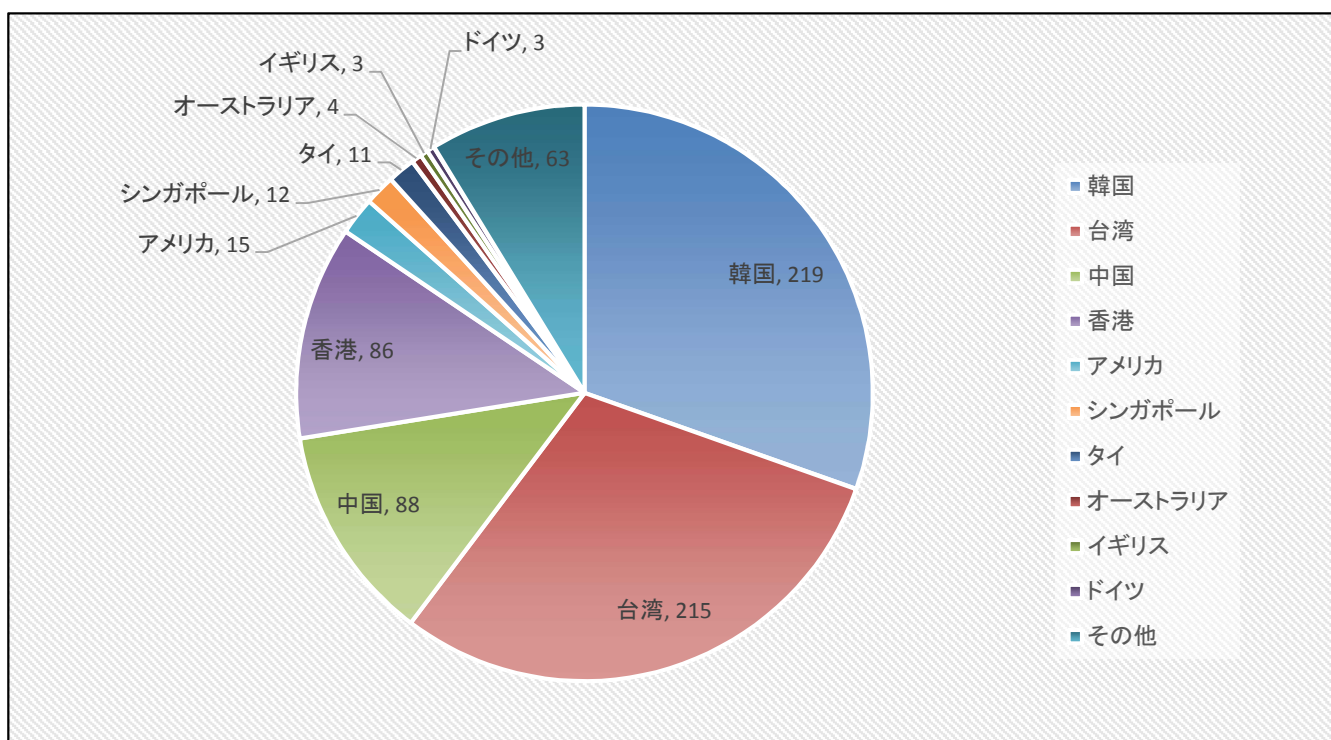


平成29年国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

全国 71,805千人泊



熊本県 720千人泊



(2) 阿蘇くじゅう観光圏の概要

平成30年4月1日再認定予定

【観光圏の区域】 熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町、大分県竹田市、宮崎県高千穂町
 【観光圏整備計画の期間】 平成25年4月1日～平成30年3月31日
 【主たる滞在促進地区】 阿蘇内牧温泉滞在促進地区
 【数値目標の設定（平成25年度→29年度：主たる滞在促進地区）】
 来訪者満足度：85.7%→92.5%、来訪者旅行消費額：12,800円→13,800円、宿泊数：796,400人→860,000人
 宿泊者のリピーター率：50.4%→54.4%、滞在プログラム参加者数：1,200人→1,800人、滞在プログラム満足度50%→75%
 【観光地域づくりプラットフォーム】 公益財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター

【国の支援及び特例内容】
 認定観光圏案内所
 旅行業法特例

交流地区の取組

○阿蘇火山交流地区
 阿蘇ジオパークガイドの育成を図り、新たなコース設定と各種装備品の確保による他と差別化された究極のジオツアーを展開
 ○長湯温泉交流地区
 炭酸泉を活かした炭酸ビューティープログラム開発、温泉療養保健システム竹田式湯治
 ○高千穂郷交流地区
 古事記の国造り神話にまつわる神社や史跡を活かした“神々の足跡を辿る建国の道”と位置付け、まち巡りを楽しめる空間形成

滞在交流型観光の取組

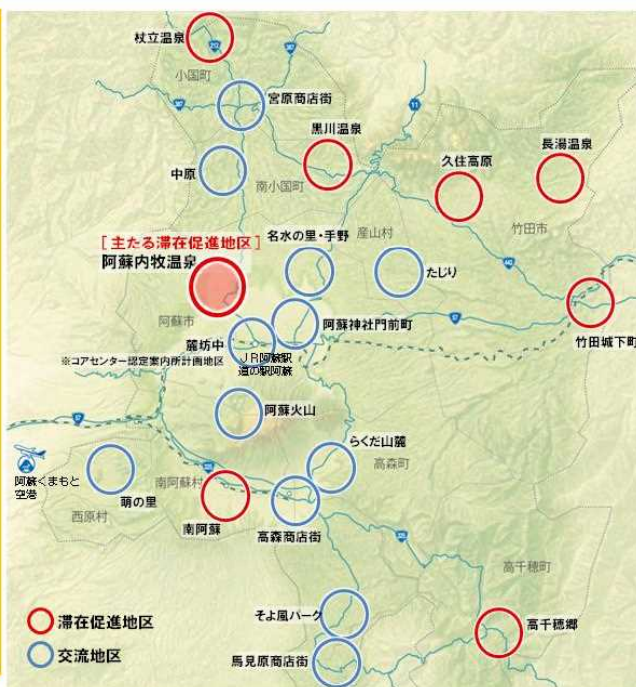
地域の誇りとなる地域資源を見出し、地域資源を活用した「住んでよし」を実践するため、将来的に円滑かつ持続的、かつ自立的に取り組めるよう、専門家の助言も得つつ、地域資源発掘、住民参画、滞在コンテンツの造成等のノウハウ伝授と実践に取り組む

住民に対する意識啓発取組

・地域コンシェルジュ育成研修の継続
 ・地域住民セミナー＆ワークショップ 等

ワンストップ窓口機能取組

情報提供及び情報収集する「縁側」機能、地域の有名人材の「たまり場」機能、カウンター対面とは異なるサービスの提供
 ・窓口：「道の駅阿蘇／JR阿蘇駅前」予定



主たる滞在促進地区の取組

- ・宿泊者限定「阿蘇カルデラツアー」充実
- ・ウェルカム阿蘇滞在機能強化大作戦
- ・内牧商店街まちなか活性化プロジェクト
- ・阿蘇谷循環バスカラーリング＆多言語化
- ・阿蘇名物料理の研究・開発・宣伝 等



主たる滞在促進地区を起点とした滞在プログラムの取組

阿蘇を特徴づける火山、カルデラ、温泉、水、農業などの地域資源を活かした従来の観光コンテンツに加え、千年の草原を活用した維持再生の視点や“大地の公園”たる地球科学的資質を加味した斬新な企画立案

- ・「感動体験！阿蘇ジオパークの旅」
- ・「千年の草原を駆けるホーストレッキング」
- ・「阿蘇温泉郷・湯ごもりプラン」 等

その他関連事項との連携

- ・阿蘇くまもと空港ゲートウェイ戦略(あそまる)
- ・世界文化遺産、世界ジオパークネットワーク、世界農業遺産などの世界ブランド獲得

(3) 九州オルレの推進

天草地方では、地域の自治体と九州運輸局及び九州観光推進機構とが連携して、平成24年2月から魅力的なウォーキングコースを「九州オルレ」として設定し、国内外からの誘客に繋げている。

九州管内では、現在21コースが設定されており、うち県内では3コース(上天草市「維和島コース」(12.3km)・「松島コース」(11.1km)、苓北町「苓北コース」(11.0km))が設定されている。



松島コースのコース標識



松島コースのウォーキング風景とコース途中からの天草・松島の眺め



平成27年2月28日の苓北コースでのオープニングセレモニー(リボンほどこき式)とウォーキング風景

※「オルレ」とは、済州島の方言で「家に帰る細い道」という意味

方向を示す「カンセ」

Ⅱ 管内の業務別概況

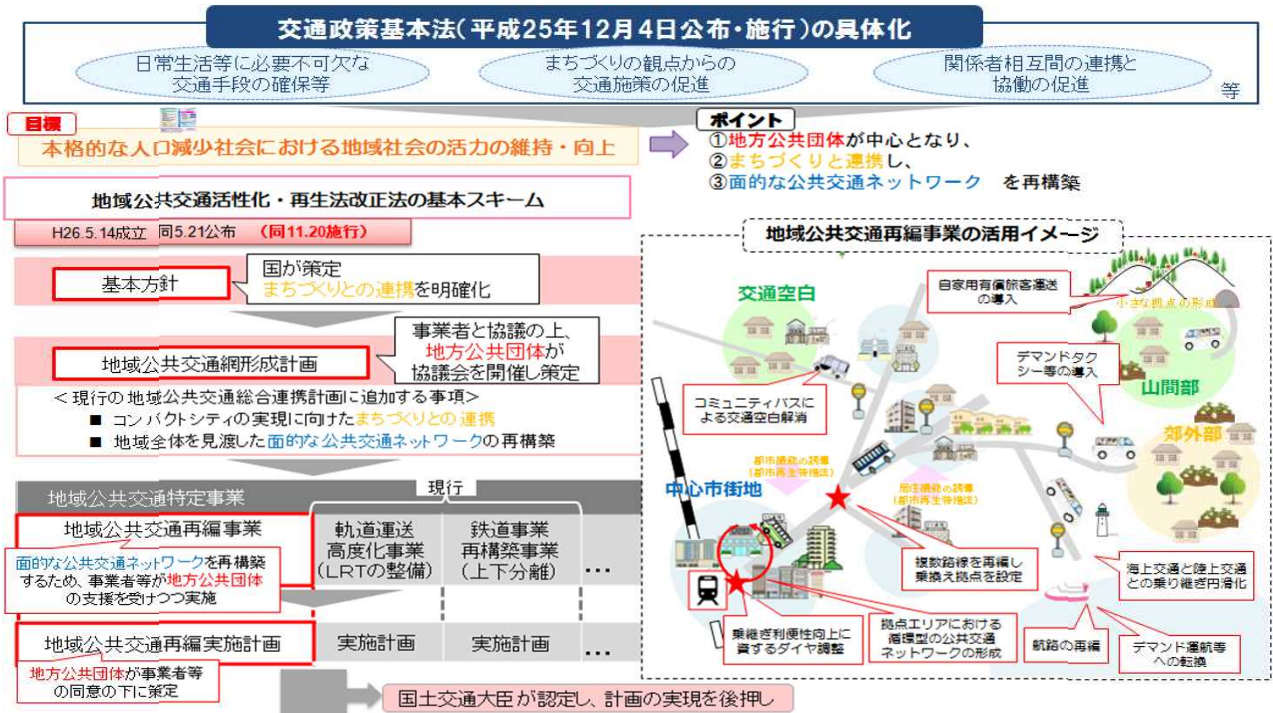
1. 企画関係業務の概況

(1) 交通施策の推進状況

① 住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組み

平成26年5月に地域公共交通活性化・再生法が改正され、交通政策基本法(平成25年12月公布・施行)の基本理念に則り、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的公共交通ネットワークを再構築する仕組みが再構築された。

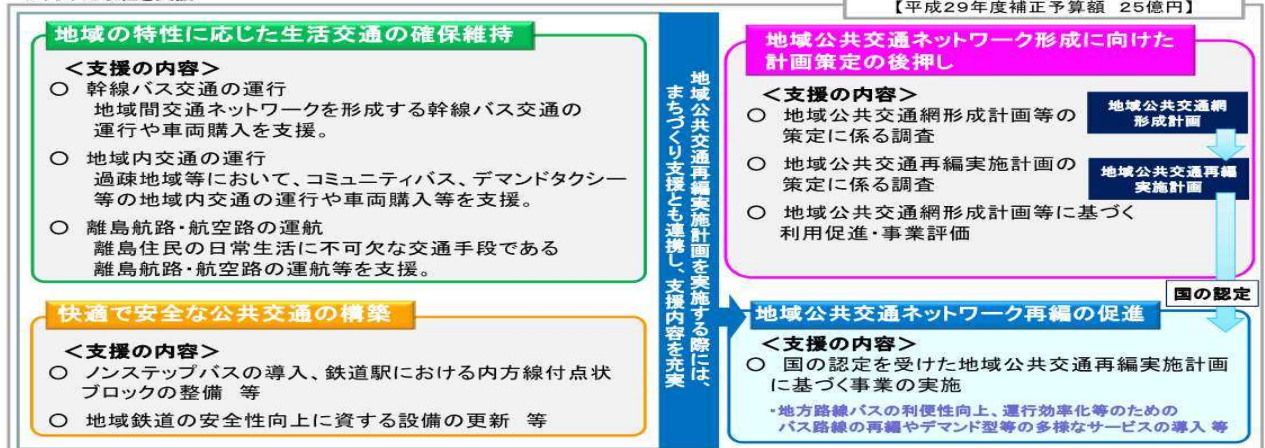
管内の同法に基づく地域公共交通網形成計画(「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」)については、単独の計画として八代市・水俣市・合志市・大津町・和水町・人吉市・美里町、共同の計画として「熊本市・嘉島町」、「人吉・球磨地域10市町村」で策定済みであり、平成29年度では荒尾市・天草市・上天草市・水上村が策定へ取り組んでいる。また、八代市においては、網形成計画に基づく再編実施計画(アクションプラン)を策定し、平成29年7月に大臣認定を受けている。



② 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援



(2) 海事産業次世代人材育成事業

海事産業(造船業、海運業、港湾荷役業など)は、近年、労働者の高齢化や後継者不足による技術の伝承問題など喫緊の課題を抱えていることから、次世代を担う小中学生を中心に海事産業への理解と関心を高めるために海事関係業界と連携して「海事産業見学会」を開催している。

平成29年度の取り組みは、八代地区と玉名荒尾地区の小・中学校の社会科担当教諭(45人)向けと、小学校4校、延べ145人(教職員を含む)を対象に、コンテナターミナルの見学、フェリー体験乗船及び造船所の見学を実施し、海事産業の広報・周知を実施した。

また、上天草市海運業次世代人材育成協議会の出前講座と連携して見学会(上天草市内の小学校)を実施した。

～次世代人材育成のための海事産業見学会～

○コンテナターミナルの見学



コンテナ荷役を見学



コンテナの説明に聞き入る



荷役機械を間近で見る

○フェリーの乗船体験と座学



船橋でレーダーの説明



救命胴衣の着用体験



計器類の説明

○造船所の見学



東京タワーと同じ長さに驚く



大きさを実感



工場内を歩く

～出前講座～



児童へ伝えるポイントを勉強



建造中の船舶の前で記念撮影

2. 旅客輸送関係業務の概況

(1) 旅客自動車運送事業の概況

① 乗合バス輸送

乗合バスは、自家用車の普及が進む中で長期的に輸送人員を減少させており、熊本県では、昭和44年度の1億1,923万人をピークに減少を続け、平成28年度は2,872万人とピーク時の30%以下まで落ち込んでいる。こうした状況を踏まえ、各バス事業者は、利用者利便の向上を図ることで輸送人員の減少に歯止めをかけるべく、バス・電車共通回数券の導入やバスの行き先・経由地表示の統一、バス停の表示や施設の整備、共通プリペイドカードの導入等、利用しやすいバスの実現に向けた取り組みを続けてきた。

また、平成12年度に「オムニバスタウン事業」の地域指定を受け平成16年度までの5年間に、公共車両優先走行システムやノンステップバスの導入、バス停のグレードアップやバス接近表示器の設置など、バスを中心としたやさしい街作りのための事業を多角的に実施し、身近な交通機関としての乗合バスの復活を図ってきた。

また、利用者の減少で苦戦する民間バス会社の経営改善や、熊本市内中心部の路線重複による競合・過密運行の解消を図るべく、平成15年からバス網の再編協議が行われ、競合路線の移譲について調整し熊本市交通局から民間事業者へ移譲された。さらに、平成19年12月に民間事業者共同出資により設立された「熊本都市バス(株)」へその他路線が移譲され、全ての路線の移譲が完了した。

一方、県内の地方部においては、自家用車の普及や少子高齢化、人口の流出等による過疎化の進行などによって乗合バス路線の採算はますます悪化し、不採算となった路線からの撤退が相次いでおり、乗合バス撤退後の地域公共交通の確保が大きな課題となっている。関係自治体・事業者等では、既存の路線バスの有効活用も含め、路線の再編や地域の実情とニーズに即した生活交通手段の確保を図るべく様々な対策を講じており、県内各自治体において地域公共交通会議が設立され、それぞれの地域のニーズにあった交通体系を構築すべく協議が行われており、「コミュニティバス」や「乗合タクシー」を導入し、総合的で複合的な交通体系の構築を目指す地域も増加している。

○一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績の推移

年度別	事業者数	車両数		認可キロ		走行キロ		輸送人員		営業収入	
		(両)	指数	(キロ)	指数	(千キロ)	指数	(千人)	指数	(千円)	指数
55	6	1,111	100.0	4,403.4	100.0	57,552	100.0	98,852	100.0	15,229,335	100.0
平2	6	1,075	96.8	4,047.7	91.9	59,713	103.8	65,047	65.8	15,973,379	104.9
7	9	938	84.4	5,781.6	131.3	54,125	94.0	56,996	57.7	14,512,512	95.3
12	8	860	77.4	4,929.7	112.0	48,232	83.8	48,132	48.7	11,837,801	77.7
17	6	881	79.3	5,342.8	121.3	49,517	86.0	39,644	40.1	9,928,380	65.2
23	7	1,039	93.5	6,222.7	141.3	55,277	96.0	36,945	37.4	9,606,360	63.1
24	7	1,052	94.7	6,266.2	142.3	55,058	95.7	36,536	37.0	9,455,012	62.1
25	7	1,038	93.4	6,200.1	140.8	55,703	96.8	36,198	36.6	9,582,112	62.9
26	7	1,032	92.9	6,109.3	138.7	53,227	92.5	31,680	32.0	9,664,578	63.5
27	6	1,024	92.2	5,944.2	135.0	47,604	82.7	32,101	32.5	9,413,700	61.8
28	6	991	89.2	5,993.3	136.1	48,692	84.6	28,720	29.1	8,513,549	55.9

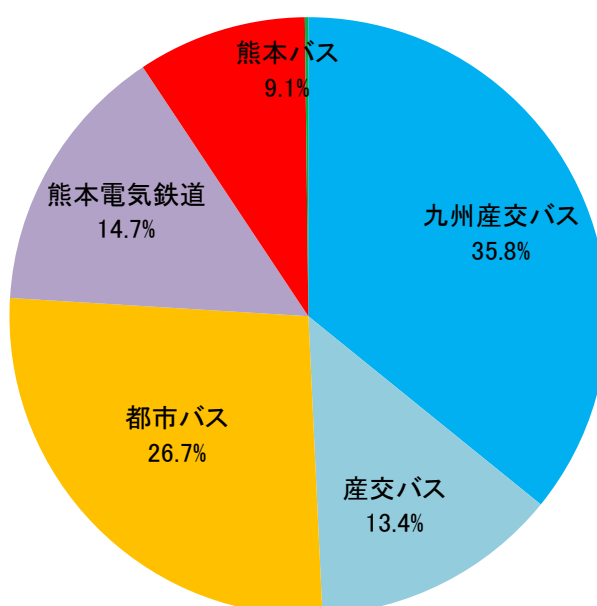
(注) 指数は昭和55年を基準とし、小数点第2位以下切り捨て。

(注) 平成19年度から平成20年度は廃止代替を含む。

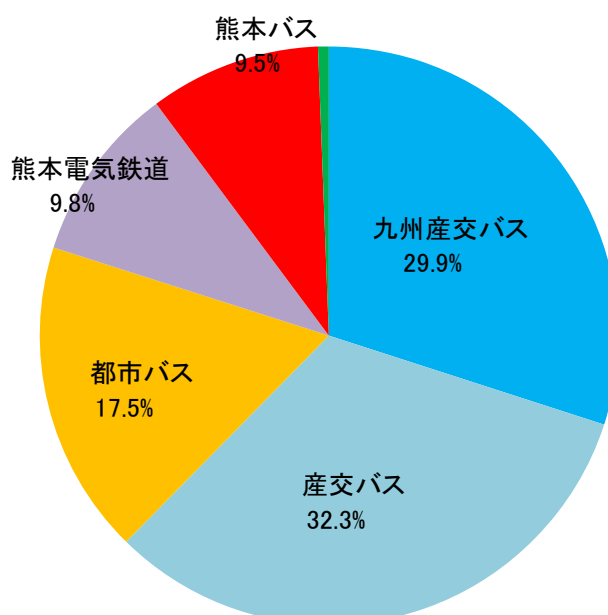
(注) 平成21年度から許可基準を充足した路線定期運行事業者のみの実績とする。

事業者別 輸送人員 (単位名：千人)		事業者別 車両数 (単位名：両)	
九州産交バス	10,294	九州産交バス	297
産交バス	3,852	産交バス	321
都市バス	7,669	都市バス	174
熊本電気鉄道	4,222	熊本電気鉄道	98
熊本バス	2,631	熊本バス	95
神園交通	52	神園交通	6
合 計	28,720	合 計	991

事業者別 輸送人員



事業者別 車両数



○バスサービス利用促進状況

平成29年3月現在

乗 車 券 共 通 化	共通定期券	熊本市営	バスと路面電車の共通化（昭和48年3月）
		熊本電鉄	バスと鉄道の共通化（昭和56年9月）
		熊本都市バス	熊本市営との共通化（平成21年4月）
	乗り継ぎ定期券	熊本電鉄	バスと鉄道の乗り継ぎ（昭和61年12月）
		熊本電鉄 熊本バス	他社バスとの乗り継ぎ（平成4年10月）
		熊本市営	バスと路面電車の乗り継ぎ（平成7年4月）
		九州産交 熊本電鉄	他社バスとの乗り継ぎ（平成8年6月）
		九州産交 熊本市営	他社バスとの乗り継ぎ（平成16年6月） （区間限定）
		熊本都市バス	熊本市営及び熊本市営からの移譲路線運行バス会社との乗り継ぎ（平成21年4月）
	ＩＣカード （熊本地域振興ＩＣカード）	九州産交 熊本電鉄（バス） 熊本バス 産交バス 熊本都市バス	平成27年度より
各 種 乗 車 券		・持参人式定期券 ・企業定期券 ・端数定期券（通学のみ） ・環境定期券 ・片道定期券 ・観光施設セット乗車券 ・通学定期券 ・1日乗車券 ・キッズパス（期間限定） ・高齢者用割引定期 ・昼間割引定期 ・駅からバス	
案 内 充 実		・交通センター内の行き先方面別乗り場整備 ・バス方向幕の統一 ・サービスセンターの設置 ・路線案内図の設置 ・液晶式運賃表示器の設置 ・停留所の電照化 ・バスロケーションシステム	
利 用 促 進 策		・フリーバス制度の実施 ・リフト付き超低床バスの導入 ・ノンステップバスの導入 ・バス停施設の改善 ・サイクルアンドバスライド駐車場の新設 ・公共交通利用促進キャンペーン強化 ・地域版バスガイドマップ作成 ・高齢者免許証返納割引 ・パークアンドバスライド	

②貸切バス輸送

平成28年度末現在における県内の貸切バス事業者は60社、総車両数630両となっている。

貸切バス事業は、レジャー・研修・旅行等の利用者ニーズの拡大や多様化、車両の高級化等を背景に順調に推移してきたが、近年の景気低迷により、需要も小口化・近距離化の傾向にある。一方で、学校や自治体との契約によるスクールバスとしての運行など、新たな事業の展開も活発に行われており、今後も積極的な取り組みが期待されている。

近年の貸切バス業界は、平成12年12月に実施された規制緩和により、新規参入が容易になり、レンタカー事業者や観光旅館・ホテル経営者、タクシー事業者等からの参入が相次ぎ、事業者間の競争も激化していたが、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化、交替運転者の配置基準の設定など10項目を取りまとめて実施し安全に係る規制の強化を行った。なお、高速ツアーバスについては、平成25年に新高速乗合バスへ移行した。

平成26年4月からは、安全コストが反映された時間・キロ併用制運賃を基本とする貸切バスの新運賃・料金制度が開始され、県内の全ての事業者が新運賃・料金制度に移行した。

平成28年1月15日に長野県軽井沢町にて発生したスキーバス事故で多くの死傷者を出す悲惨な事故があったことから、二度と同様の事故が惹起されることのないよう、「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく再発防止策について、法令・通達の改正等の必要な手続きを行った上で順次実施している。

○一般貸切旅客自動車運送事業の輸送実績の推移

年 度 別	事 業 者 数	車 両 数		走 行 キ ロ		輸 送 人 員		営 業 収 入		キロ当り 収 入
		(両)	指数	(千キロ)	指数	(千人)	指数	(千円)	指数	(円)
55	10	317	100.0	12,487	100.0	3,342	100.0	4,772,952	100.0	382.2
平2	21	439	138.5	22,909	183.5	5,059	151.4	7,216,245	151.2	315.0
7	29	539	170.0	24,710	197.9	6,052	181.1	7,097,618	148.7	287.2
12	42	559	176.3	24,078	192.8	5,115	153.1	5,399,031	113.1	224.2
17	54	658	207.6	25,812	206.7	5,620	168.2	5,004,175	104.8	193.9
25	65	585	184.5	19,150	153.4	3,303	98.8	4,521,534	94.7	236.1
26	66	613	193.4	21,509	172.3	3,576	107.6	5,213,274	109.2	242.4
27	62	616	194.3	16,732	134.0	3,117	93.3	5,375,053	112.6	321.2
28	60	630	198.7	14,768	118.3	2,802	83.8	5,124,966	107.4	347.0

(注1) 平成18年度までは事業者数には廃止代替事業者も含む。

(注2) 平成18年度までは貸切と廃止代替の合計を集計し、平成19年度からは廃止代替は除く。

(注3) 指数は昭和55年を基準とし、小数点第2位以下切り捨て。

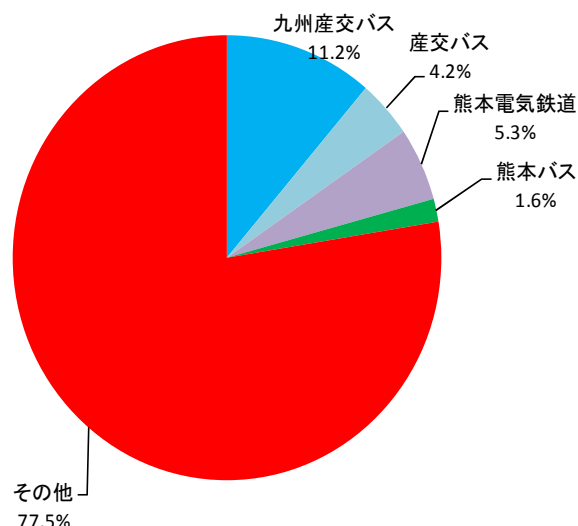
事業者別 輸送人員

平成29年3月現在

事業者別 輸送人員

(単位名：千人)

九州産交バス	314
産交バス	118
熊本電気鉄道	149
熊本バス	47
その他	2,174
合 計	2,802



③タクシー輸送

県内のタクシー事業者は、法人が164社3157両、個人374名374両(平成28年度末)であり、平成14年2月の需給調整廃止により車両数が増加した。また、長引く景気低迷により利用者数は年々減少を続け、更には、燃料費の高騰など運行コストの上昇により経営環境は極めて厳しい状況にある。

平成21年10月に、タクシーに関する諸問題解決のため、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたことにより、熊本交通圏及び八代交通圏が「特定地域」に指定された。

各交通圏では平成21年11月に特定地域協議会を設置し、協議を重ね「地域計画」が策定された。これを踏まえ、各事業者は順次「特定事業計画」の認定を受けた。

また、認定特定事業計画に基づき、各事業者による自主的な取組みとして減休車が実施されたことで供給輸送力が抑えられる一方、乗務員の利用者への待遇改善に係る指導教育の実施等による新規需要開拓が進められた結果、特に熊本交通圏においては、1車当たりの稼働が上昇するとともに日車営収の改善が図られてきた。

しかしながら、全国的には長引く不況の影響もあり、認定特定事業計画に基づく事業者の自主的な取組みに関して一定の効果はあったものの、十分なものではなかったことから、平成26年1月には特別措置法が改正され、熊本・八代両交通圏が新制度の「準特定地域」に指定されその後平成27年6月に熊本交通圏は「特定地域」に指定されることになった。

なお、改正特別措置法では、供給輸送力が過剰であるおそれがある地域を「準特定地域」、供給輸送力が過剰となっている地域を「特定地域」と定義付けの上、程度の差はあるものの、参入抑制を図るとともに、「特定地域」、「準特定地域」のいずれにおいても、過度な競争の予防による適正運賃の確実な収受を目的として、従来の認可運賃制度に替えて公定幅運賃制度が導入されている。

まず、「準特定地域」では協議会において新規需要開拓を目的とした準特定地域計画を策定するとともに、各事業者では活性化事業計画を作成の上、新規需要開拓に取り組むことになっている反面、新規参入や増車等に関しては供給過剰にならないか審査の上、それぞれ許可または認可することになっている。

次に、「特定地域」では協議会において特定地域計画を策定し、国の認可を受けた上で、各事業者では事業者計画を作成し、地域計画と同様に国の認可を受けた上で、減車や営業方法の制限等による供給輸送力の削減に取り組むこととなっているため、新規参入や増車等に関しては禁止されている。

熊本交通圏では平成29年9月11日に特定地域計画の認可を受けた。その後各事業者は順次事業者計画の認可を受け、供給輸送力の削減に取り組んでいる。

最後に、県内の地方部、特に中山間地域においては、自家用自動車の普及や少子高齢化、人口の流出等による過疎化の進行などによって乗合バス路線の撤退が相次いでおり、その後の地域公共交通の確保が喫緊の課題となっている。関係自治体・事業者等では、地域の実情とニーズに即した生活交通手段の確保を図るべく様々な対策を講じており、その手段の一つとして、タクシー事業者の協力のもと、各地で乗合タクシーの運行が行われるようになっている。

また、要介護者や身体障害者等、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し、ドアツードアの移動を提供する福祉タクシーのサービス拡充も図られており、これらの輸送に限定した事業においては、最低車両数等の許可基準が緩和されているため、新規事業者の参入も相次いでいる。

○タクシー事業における輸送実績の推移

	55	60	平2	13	21	22	23	24	25	26	27	28
事業者数	192	192	191	192	185	179	178	178	176	173	169	164
(個人)	(531)	(536)	(526)	(514)	(472)	(454)	(443)	(426)	(418)	(404)	(383)	(374)
車両数	4,550	4,557	4,534	4,388	4,140	3,979	3,862	3,783	3,739	3,704	3,647	3,531
延実働日車数	1,481	1,500	1,428	1,304	1,178	1,100	1,073	1,036	1,006	962	825	865
(千輛)	(100)	(101)	(96)	(88)	(80)	(74)	(72)	(70)	(68)	(65)	(56)	(58)
総走行料	342,108	300,454	299,054	204,089	153,820	139,368	144,570	140,332	137,394	129,693	116,400	122,645
(千円)	(100)	(88)	(87)	(60)	(45)	(41)	(42)	(41)	(40)	(38)	(34)	(36)
輸送人員	55,025	46,976	49,127	32,094	21,827	19,541	20,254	19,679	19,217	18,166	17,129	17,381
(千人)	(100)	(85)	(89)	(58)	(40)	(36)	(37)	(36)	(35)	(33)	(31)	(32)
営業収入	28,931	30,337	33,958	24,869	18,232	17,342	18,345	17,994	17,772	17,035	16,027	18,454
(百万円)	(100)	(105)	(117)	(86)	(63)	(60)	(63)	(62)	(61)	(59)	(55)	(64)

- (注) 1. 事業者数欄の()数は1人1車制個人タクシー事業者を別書したもの。
2. 他の()数は昭和55年度を100とした指数(小数点第一位を四捨五入)。
3. 事業者数及び車両数は年度末現在数である(福祉輸送限定事業者及び特種車両を除く)。

○市郡別タクシー事業者数・車両数及び一車当人口

平成29年3月31日現在

市 郡 別		人口（千人）	事業者数	車両数（両）	一車当人口（人）
熊 本 県		1,766	164 (374)	3,531	500
市 					

(注)

1. 事業者数欄の（ ）数は、個人タクシー事業者を別書。
2. 事業者数の熊本県は実数、市郡部別は他市郡に営業所を設置している場合重複計上。
3. 福祉輸送限定事業者及び特種車両は除く。
4. 人口は平成29年4月1日現在（資料：熊本県HP「平成28年 熊本県の人口と世帯数」より引用）

○福祉輸送限定車両保有事業者数

平成29年3月31日現在

		事業者数	車両数(両)
熊 本 県		160	274
市 部	熊 本	61	113
	荒 尾	6	10
	山 鹿	10	18
	玉 名	9	13
	菊 池	9	11
	八 代	10	24
	宇 城	9	24
	宇 土	2	2
	水 俣	5	9
	人 吉	6	12
	阿 蘇	3	3
	合 志	5	6
	天 草	7	10
	上天草	0	0
	市部合計	142	255

		事業者数	車両数(両)
郡 部	葦 北	3	4
	阿 蘇	1	1
	天 草	0	0
	上益城	2	2
	菊 池	4	4
	球 磨	7	7
	下益城	1	1
	玉 名	0	0
	八 代	0	0
	郡部合計	18	19

(注) 160事業者中、福祉輸送限定事業者は108事業者。

○規模別事業者数

平成29年3月31日現在

当 該 事 業 用 車 両 数 規 模 別 事 業 者 数						
合 計	1人1車制 個人タクシー	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上
538	374	67	65	22	8	2

従 業 員 数 規 模 別 事 業 者 数							
合 計	1人1車制 個人タクシー	10人 まで	30人 まで	50人 まで	100人 まで	300人 まで	301人 以上
538	374	58	59	25	17	5	0

資 本 金 規 模 別 事 業 者 数								
合 計	1人1車 制個人 タクシー	法 人						
		個人 企業	500万円 まで	1,000万 円まで	3,000万 円まで	5,000万 円まで	1億円ま で	1億円以 上
538	374	6	97	47	9	4	1	0

(2) 自家用有償旅客運送の概況

市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、バス、タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に、地域の足を確保する重要性にかんがみ、公共の福祉を確保する観点から、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可が行われてきたところであるが、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となり、また今後、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送は、バス、タクシー事業者によるサービスを補完するものとして重要になると考えられる。

このため、こうした運送サービスがより一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、平成18年10月の道路運送法改正において、法律上の位置付けが明確化され、具体的には、実際の運行形態を踏まえて、新たに登録制度が創設された。

なお、対象となる運送形態としては、具体的に以下の3種類を定めている。

○市町村運営有償運送(市町村バス等)

○公共交通空白地有償運送(NPO等によるボランティア公共交通空白地有償運送)

○福祉有償運送(NPO等によるボランティア福祉有償運送)

○自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移

1. 市町村運営有償運送

[交通空白輸送]

年 度	登録者数	車両数 (両)	走行キロ (キロ)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)
H23	4	42	514,348	53,943	11,232
H24	4	42	500,462	51,568	10,490
H25	4	42	511,652	50,326	10,212
H26	4	46	638,854	52,845	9,872
H27	3	42	460,924	38,210	7,828
H28	3	41	434,310	29,641	6,248

[市町村福祉輸送]

年 度	登録者数	車両数 (両)	走行キロ (キロ)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)
H23	11	36	—	3,086	4,433
H24	11	36	101,109	3,431	4,200
H25	11	34	97,813	3,104	3,906
H26	10	31	92,501	2,846	3,548
H27	10	31	82,848	4,289	3,173
H28	10	33	88,928	4,029	3,401

2. 公共交通空白地有償運送(登録者なし)

年 度	登録者数	車両数 (両)	走行キロ (キロ)	輸送回数 (人)	運送収入 (千円)
H23	0	0	0	0	0
H24	0	0	0	0	0
H25	0	0	0	0	0
H26	0	0	0	0	0
H27	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0

3. 福祉有償運送

年 度	登録者数	車両数 (両)	走行キロ (キロ)	輸送回数 (人)	運送収入 (千円)
H23	21	70	117,369	11,218	10,747
H24	21	60	125,545	11,338	11,346
H25	20	70	147,971	14,252	14,270
H26	21	80	175,930	16,532	16,838
H27	19	79	175,296	23,001	18,207
H28	19	83	212,511	13,596	18,303

※各年度末現在

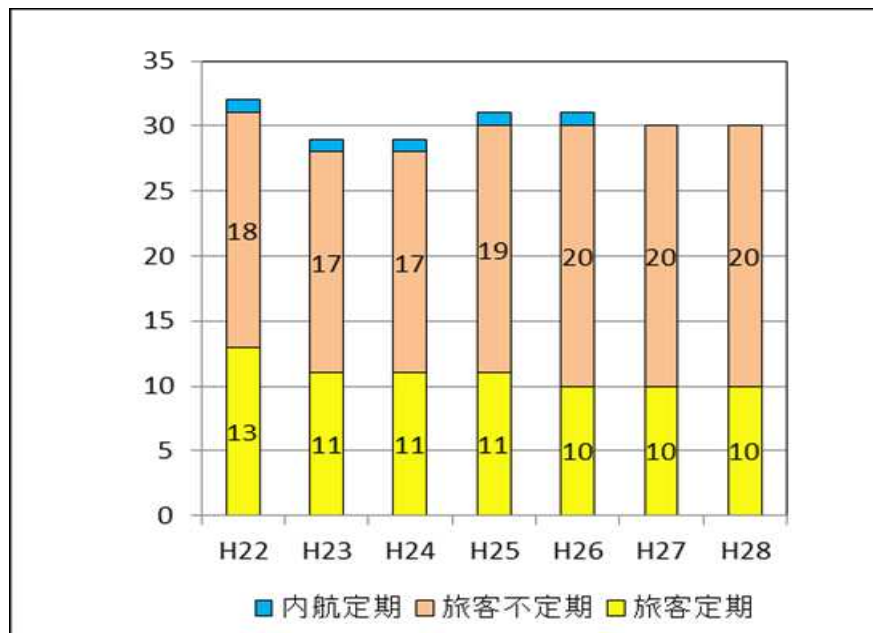
(3) 旅客船輸送の概況

県内の旅客航路事業者は、平成27年度末現在、一般旅客定期航路事業者が10事業者11航路、旅客不定期航路事業者が20事業者24航路、合計30事業者(実事業者25)35航路である。

一般旅客定期航路事業は、短距離航路が多いのが特徴であり、島原半島、鹿児島県北西部、天草の離島を結ぶ重要な航路である。また、旅客不定期航路事業は、主に天草諸島の遊覧やイルカウォッチングの観光航路である。平成28年度は、熊本地震の影響が大きく、旅客及びバスの輸送実績が大きく落ち込んでいる。

○旅客船事業数の推移

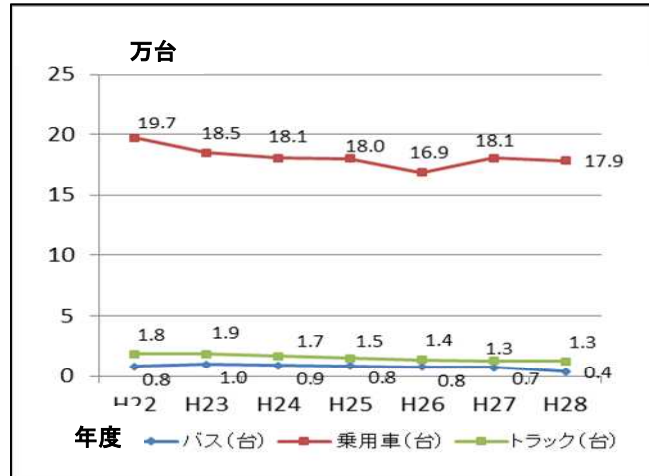
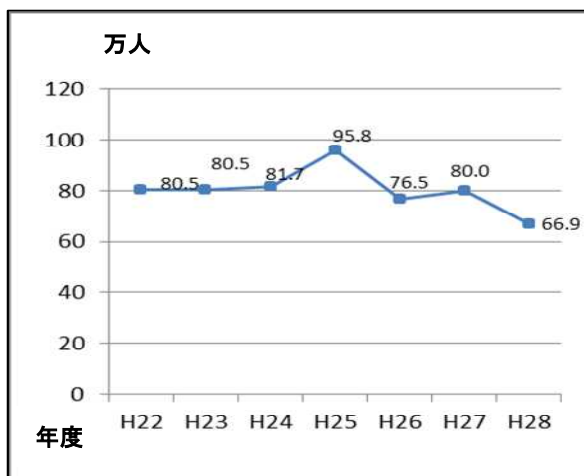
各年度末現在



○旅客船事業の輸送実績の推移

旅客数

車両航送数



年度	旅客(人)	バス(台)	乗用車(台)	トラック(台)	その他(台)
H22	804,729	8,043	197,353	18,295	3,823
H23	805,351	9,795	185,046	18,531	3,553
H24	816,844	8,858	180,770	16,848	3,664
H25	957,706	8,307	180,336	14,837	4,992
H26	765,067	7,635	169,354	13,662	2,964
H27	800,471	7,013	181,110	12,809	3,202
H28	669,278	3,712	178,723	12,532	2,644

3. 物流関係業務の概況

(1) 貨物自動車輸送の概況

①トラック輸送

トラック輸送は、国内貨物輸送量の6割を占め、日々の暮らしや経済を支える我が国の社会活動において欠かせない国民生活の基礎となっている。

国内物流に関しては、荷主企業や消費者のニーズが多様化・高度化するとともに、環境負荷の低減に配慮した流通業務の総合化・効率化が求められており、安全対策・事故防止への取り組み強化や地球温暖化対策への対応、少子高齢化時代を迎え不足する労働力の確保等、難しい課題が山積している。

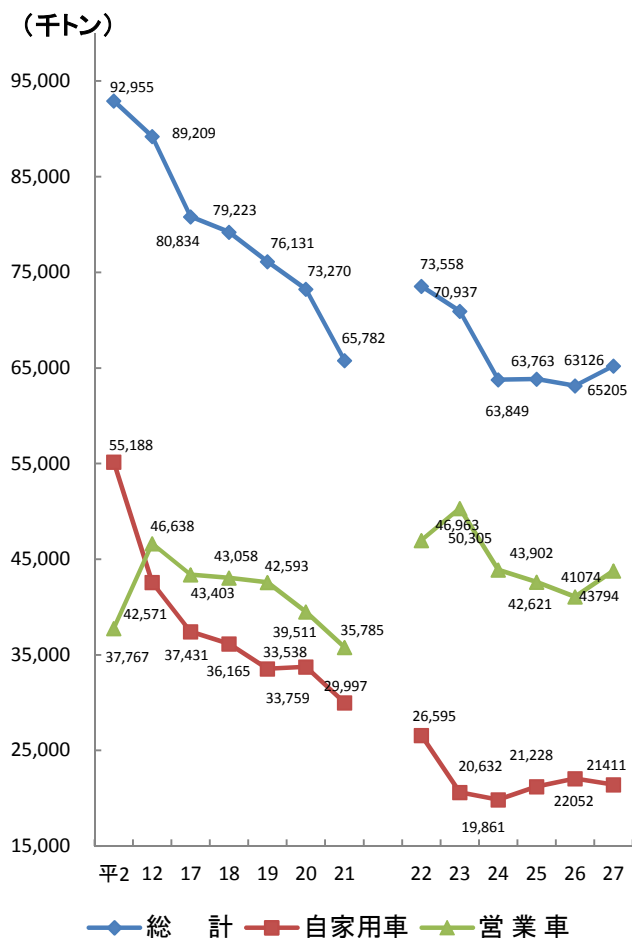
また、規制緩和の進展による事業者数・車両数の増加に伴う事業者間の競争激化、景気後退による消費の不調に加え、長期化する燃料高騰による軽油価格の高止まりなど、非常に厳しい経営環境に直面している。

熊本県では、農産物・工業製品等関東・関西方面への輸送が多く、それを担うトラック運送は、長時間労働や速度超過、過積載運行等輸送の安全を阻害する要因を内在している。これらの課題を改善するため「貨物自動車運送適正化事業実施機関」では、法令遵守や輸送秩序の確立のため定期的な事業者巡回指導や啓発活動を実施している。平成19年4月からは、巡回指導業務の見直しを行い更なる効率化を図るとともに、当支局との相互連絡体制を強化し、改善が進まない事業者に対しては、監査等を含め強力に対処している。

今後の貨物運送事業には、多様化する利用者のニーズを把握し、良質な輸送サービスを提供するとともに、環境に配慮した効率的な事業経営及び事故防止を含めた輸送の安全をより一層重視して、社会の信頼に応えることが期待される。

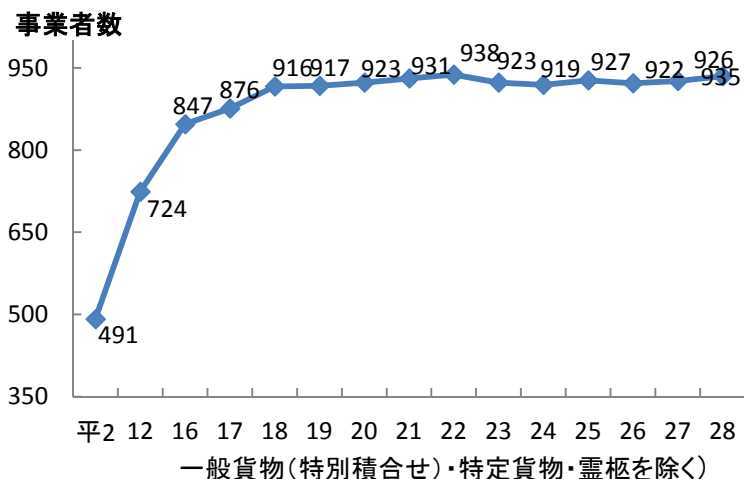
○輸送実績の推移

県内トラック(含自家用)輸送トン数

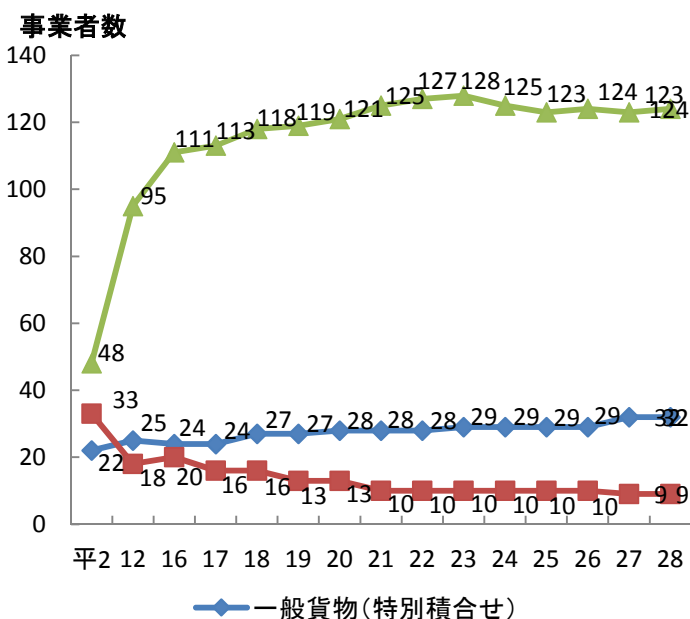


○業種別事業者数の推移

一般貨物(特別積合せ・霊柩を除く)

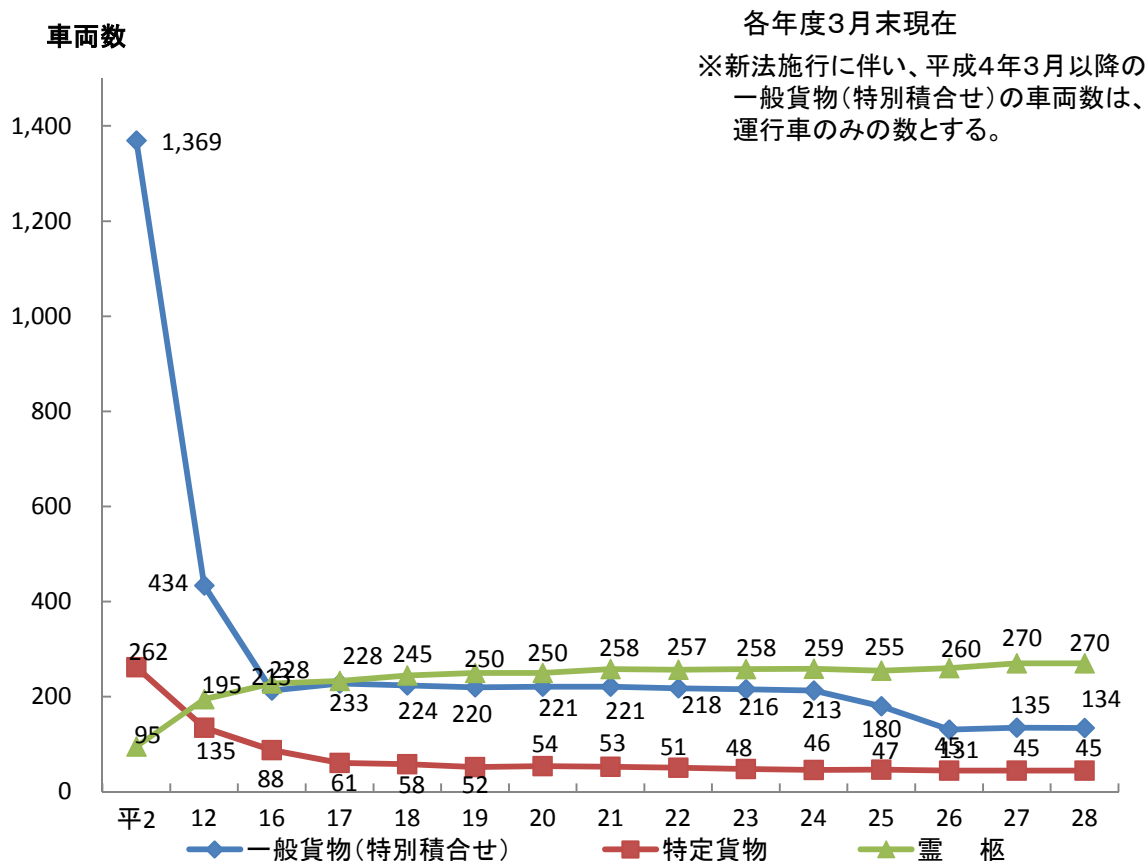
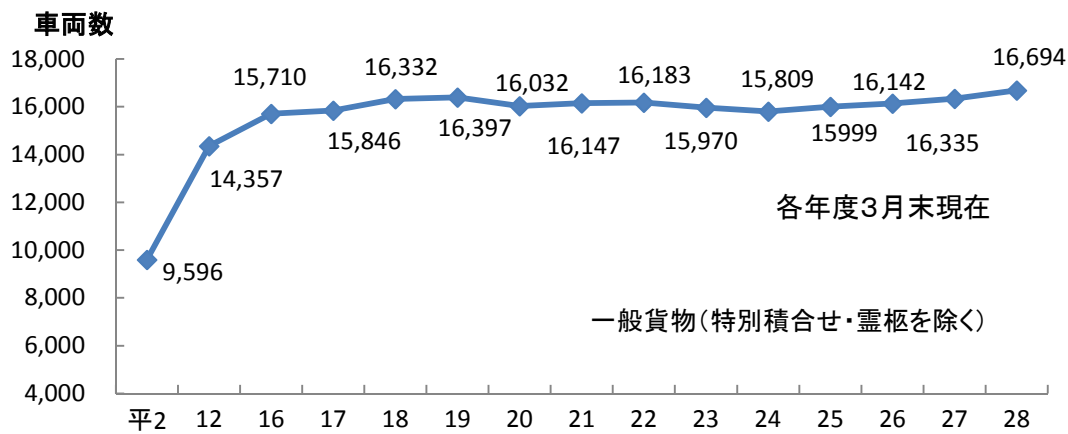


一般貨物(特別積合せ)・特定貨物・霊柩を除く)



各年度3月末現在(資料:陸運統計要覧, 交通関連統計資料集)
※平成22年度より調査方法及び集計方法を変更したため、21年度以前とは連続しない

○業種別車両数の推移



○規模別事業者数(県内事業者のみ、特定・霊柩事業者を除く)

イ. 資本金規模別事業者数

各年度3月末現在

資本金規模 年 度	法 人 企 業 （ 資 本 金 ： 万 円 ）								個 人	合 計
	0～100	101～300	301～500	501～1000	1001～3000	3001～5000	5001～1 億	1 億超		
50	66	111	29	18	6	2	1	2	144	379
55	44	135	62	18	15	2	0	2	90	368
60	32	116	70	70	40	6	0	1	70	405
平2	46	93	72	100	68	19	0	1	37	436
16	3	204	82	211	135	21	10	1	54	721
17	3	222	93	220	134	19	10	1	54	756
18	1	229	103	222	133	19	10	1	53	771
19	4	229	101	226	136	19	9	1	53	778
20	7	227	104	229	134	20	9	1	54	785
21	4	239	111	233	137	19	9	1	53	806
22	24	236	103	232	124	24	10	3	53	809
23	24	233	106	230	122	20	12	4	51	802
24	24	237	107	224	117	19	12	4	51	795
25	28	242	108	224	113	19	12	4	51	800
26	28	237	104	222	113	18	10	2	51	785
27	28	238	107	221	113	18	10	2	49	786
28	28	237	109	226	114	20	10	2	49	795

ロ. 従業員規模別事業者数

各年度3月末現在

従業員数 年 度	1～10人	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～1000	1001～	合 計
50	198	108	25	13	2	0	1	1	0	348
55	162	115	44	34	12	0	1	0	0	368
60	188	111	52	38	13	2	1	0	1	406
平2	189	125	60	41	16	3	0	1	0	435
16	266	241	90	78	38	6	1	0	1	721
17	284	255	92	73	42	8	1	0	1	756
18	290	267	92	73	41	6	1	0	1	771
19	286	271	93	74	44	8	1	0	1	778
20	293	271	93	74	44	8	1	0	1	785
21	306	277	93	74	45	9	1	0	1	806
22	294	290	95	74	46	8	1	0	1	809
23	289	287	96	75	45	8	1	0	1	802
24	285	286	96	74	44	8	1	0	1	795
25	287	289	96	74	44	8	1	0	1	800
26	280	286	96	73	41	8	0	0	1	785
27	283	284	96	73	41	8	0	0	1	786
28	293	284	96	73	38	14	0	0	0	795

ハ. 保有車両規模別事業者数

各年度3月末現在

車 両 数 年 度	1～5両	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合 計
50	147	125	57	13	4	1	1	1	0	349
55	102	123	90	34	13	5	1	0	0	368
60	96	123	111	43	24	7	0	0	1	405
平2	60	132	117	68	41	13	3	1	0	435
16	181	212	157	78	48	38	5	2	0	721
17	223	200	157	79	53	37	5	2	0	756
18	228	212	158	79	53	34	5	2	0	771
19	231	211	157	80	53	38	6	2	0	778
20	232	215	160	79	53	38	6	1	1	785
21	251	217	157	81	52	39	7	1	1	806
22	283	196	162	62	56	35	12	2	1	809
23	277	195	161	63	56	36	12	1	1	802
24	275	193	160	62	56	35	12	1	1	802
25	277	197	159	62	56	35	12	1	1	800
26	280	185	159	62	55	33	10	1	0	785
27	274	193	159	62	55	32	10	1	0	786
28	283	194	157	62	53	32	10	1	0	795

②霊柩自動車運送事業の現況

霊柩自動車運送事業は、一般の貨物運送とは異なり、「遺体の搬送」という特殊な分野の運送であり、葬祭業と密接な関連があることから、他のトラック運送事業とは事業の形態を異にしている。また、葬祭業の経営上、霊柩車の保有が顧客確保につながるため、葬祭業を兼ねる事業者が多いが、霊柩自動車運送事業に係る運賃収入は少なく、その経営基盤は脆弱なものとなっている。

物流二法の制定以後、一般貨物(霊柩)は、新規事業者、車両数とも増加しており、市場競争の激化の中、厳しい事業環境で推移している。

県内霊柩自動車運送事業者の車両数 (平成29年3月末現在)

許可事業者数	車両数	軽霊柩事業者数	車両数
1 1 6	2 9 3	8 1	8 8

③熊本市内での共同集配事業の推進(熊本地区共同輸送株式会社(愛称:グリーンネット)の設立)

平成10年3月、学識経験者、トラック運送事業者、関係行政機関等で構成された「熊本市街地区物流対策推進協議会」から、「熊本市街地区における物流円滑化等のための方策として、特別積み合わせ事業者全員参加型の共同集配システムの事業化を図ることが必要である。」との提言が行われたことから、熊本市内に営業所を持つトラック運送事業者20社、地元金融機関2社の共同出資により、熊本地区共同輸送(株)が平成11年8月に設立された。

* 熊本地区共同輸送の事業概要(現状)

(所在地)熊本市南区流通団地2丁目16番 (出資者)トラック運送事業者17社、地元金融機関2社
 (設立年月日)平成11年 8月31日 (事業開始年月日) 平成11年10月 1日
 (集配対象地域)熊本市中心市街地
 (使用車両) 全て2t車6台(CNG車(天然ガス)4台、軽油車2台)

* 熊本地区共同輸送の取り扱い個数の推移

年度	23	24	25	26	27	28
区分						
取扱個数	528, 059	545, 927	546, 508	525, 455	547, 302	498, 336
月平均取扱個数	44, 005	45, 494	45, 542	43, 787	45, 608	45, 303
参加事業者数	19	19	19	19	19	19

* 事業円滑化に向けた近年の取り組み

共同集配システムの円滑な運営を確立し地域への貢献を促進するために、運送事業者・荷主・地方自治体等関係行政機関が一体となって積極的に取り組んでいる。また、懸案であった集配のための駐車スペースが平成19年9月より熊本市街地の集配重点対象地域3カ所に9台分のトラックベイ(貨物専用駐車スペース)が設置された。

④大型貨物自動車(ダンプカー)の概況

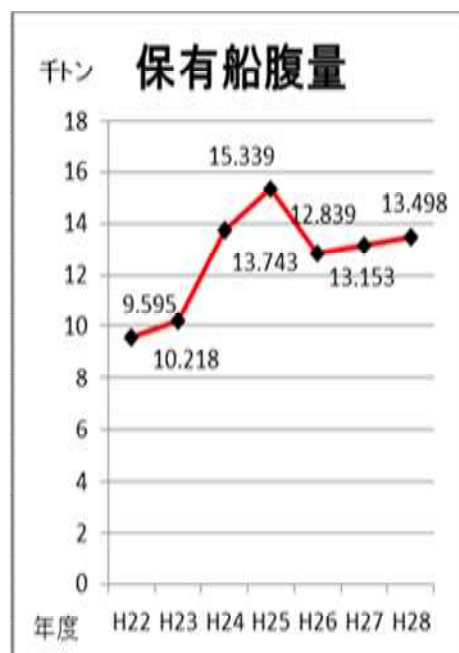
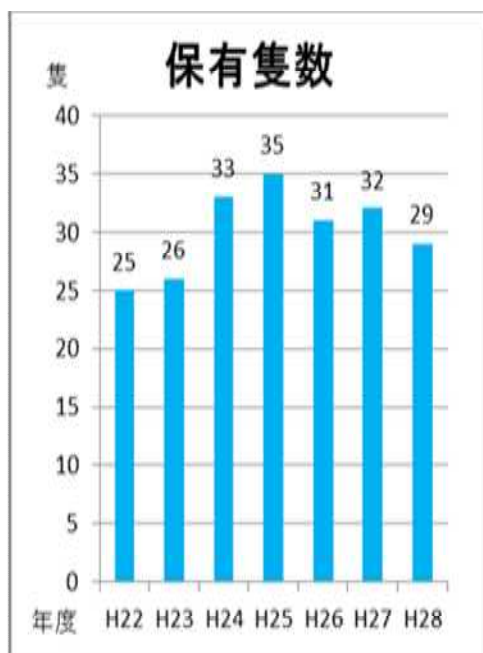
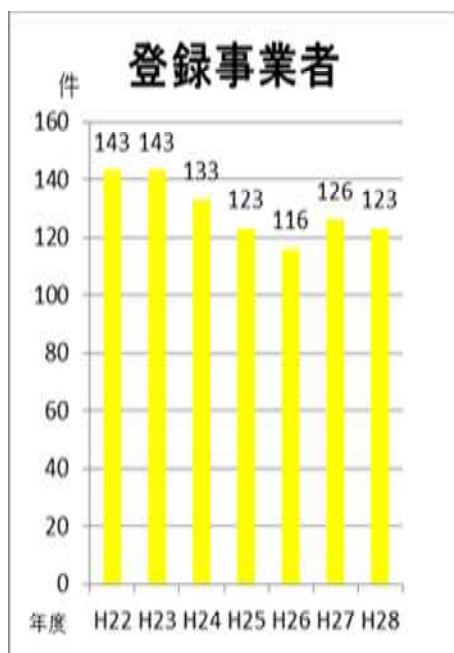
ダンプ規制法による届出使用者数及び車両数の推移

年 別		55年	60年	平2年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
業 種 別															
(営) 自動車運送事業	使用者数	103	109	109	224	229	231	240	270	245	240	239	242	242	242
	(車両数)	(440)	(571)	(753)	(1, 313)	(1, 335)	(1, 343)	(1, 279)	(1, 325)	(1, 278)	(1, 217)	(1, 268)	(1, 333)	(1, 305)	(1, 358)
(石) 採石業	使用者数	10	37	43	41	36	34	31	31	31	31	31	30	30	30
	(車両数)	(11)	(75)	(117)	(83)	(76)	(79)	(68)	(68)	(65)	(61)	(63)	(66)	(70)	(70)
(砕) 砕石業	使用者数	89	48	23	8	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5
	(車両数)	(236)	(123)	(59)	(19)	(18)	(11)	(7)	(7)	(7)	(8)	(8)	(5)	(6)	(6)
(砂) 砂利採取業	使用者数	18	18	22	8	8	8	4	5	4	3	3	3	3	3
	(車両数)	(24)	(34)	(43)	(9)	(9)	(9)	(4)	(7)	(6)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)
(販) 砂利販売業	使用者数	813	608	704	390	387	372	309	310	309	272	277	280	284	294
	(車両数)	(1, 375)	(958)	(1, 166)	(563)	(552)	(533)	(424)	(430)	(437)	(368)	(378)	(392)	(402)	(434)
(建) 建設業	使用者数	555	356	355	271	262	258	206	206	207	197	200	205	214	234
	(車両数)	(927)	(581)	(707)	(400)	(382)	(383)	(317)	(317)	(324)	(302)	(327)	(354)	(379)	(431)
(他) その他	使用者数	66	23	28	51	58	59	44	45	50	53	57	59	59	62
	(車両数)	(117)	(40)	(42)	(65)	(70)	(80)	(66)	(67)	(74)	(87)	(90)	(92)	(89)	(95)
計	使用者数	1, 654	1, 199	1, 284	993	987	968	839	872	851	801	812	824	837	870
	(車両数)	(3, 130)	(2, 382)	(2, 887)	(2, 452)	(2, 442)	(2, 438)	(2, 165)	(2, 221)	(2, 191)	(2, 048)	(2, 139)	(2, 247)	(2, 256)	(2, 400)

(2) 内航海運業の概況

県内における内航海運事業者数の推移は下表のとおりで、平成28年度末の登録事業者数は123事業者(船舶の運航を行う事業者20事業者、船舶の貸渡を行う事業者94事業者、休止事業者9事業者)となっている。

特徴としては、個人事業者を含めた資本金1千万円未満の事業者が約8割を占めており、その多くが上天草市(大矢野町、松島町、龍ヶ岳町)、宇城市(三角町)に集中し、また、事業に従事する船舶の殆どが、関門、瀬戸内、関西地区など県外の海域で稼働している。



(3) 港湾運送事業の概況

○港湾運送と荷役実績について

県内の港湾運送事業法の指定港湾は、三角港、八代港、水俣港の3港で、平成28年度末現在、事業者数は11社である。

3港の平成28年度の港湾荷役実績は257万トンで、対前年度比2.5%(6万トン)の増加であった。

平成28年度の実績で、輸入は、ばら穀・石炭・原木・鉱産品、輸出は、金属くずが好調で増加となった。

各港の主要取扱貨物として、三角港は金属くず、八代港はばら穀物、水俣港は原木である。

八代港においては、外航コンテナ航路の誘致が活発である。



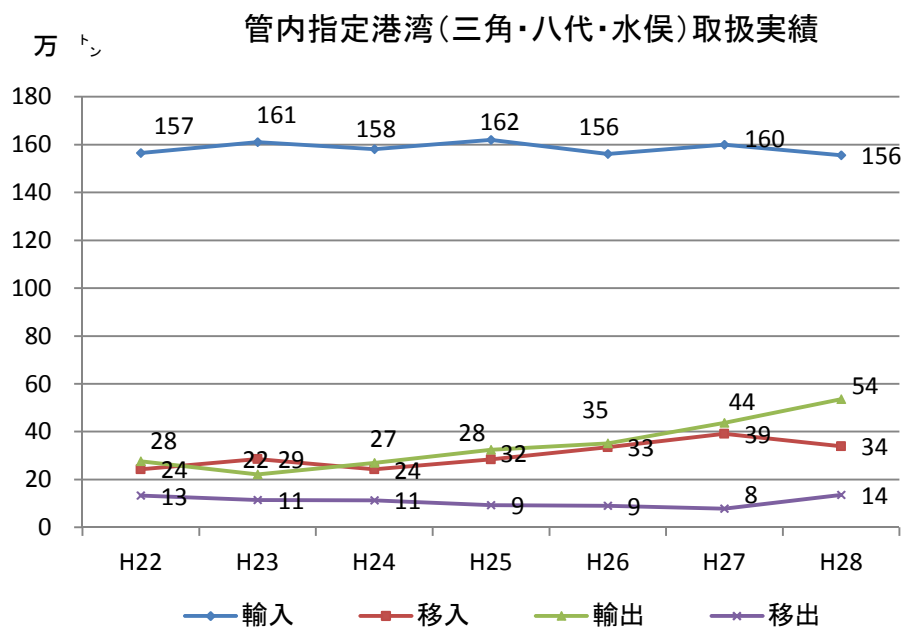
三角港



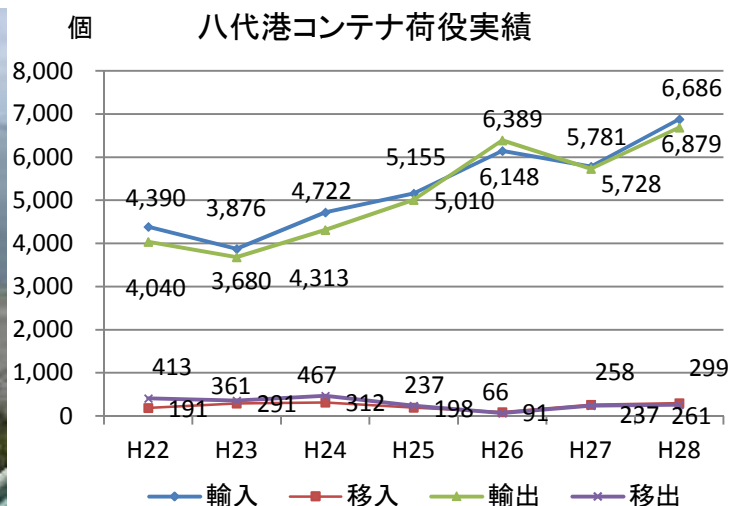
八代港



水俣港



八代港コンテナターミナルと蔵置状況



(4) 倉庫業の概況

① 普通倉庫受寄物年間入庫高の推移

品目 \ 年度	15	20	25	26	27	28	前年度比(%)
農水産品	556,352	555,076	498,336	457,166	519,428	522,860	101
金属	190,923	342,155	224,480	2,911	0	0	-
金属製品機械	23,035	18,008	20,630	16,662	16,886	21,707	129
窯業品	0	481	1,316	236	151	0	0
化学工業品	48,919	71,733	89,398	86,492	85,809	86,264	101
紙パルプ	125,853	207,198	225,273	233,186	190,978	231,961	121
繊維工業品	727	780	5,263	4,239	2,996	4,618	154
食料工業品	213,099	241,237	162,584	180,478	174,280	237,682	136
雑工業品	21,874	13,908	34,285	42,404	75,204	67,571	90
雑品	237,728	171,369	150,425	163,673	167,076	210,083	126
合計	1,418,510	1,621,945	1,411,990	1,187,447	1,232,808	1,382,746	112

② 普通倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

単位：トン

品目 \ 年度	15	20	25	26	27	28	前年度比(%)
農水産品	121,917	106,469	110,634	94,325	90,256	95,311	106
金属	15,184	32,980	19,806	497	0	0	-
金属製品機械	4,838	3,393	3,649	4,683	2,849	2,841	100
窯業品	0	188	225	216	202	20	10
化学工業品	5,520	9,468	14,598	10,745	10,677	9,263	87
紙パルプ	9,291	15,536	17,465	18,507	16,672	22,462	135
繊維工業品	109	93	776	802	496	865	174
食料工業品	14,982	12,632	9,168	9,805	7,765	8,122	105
雑工業品	4,532	4,450	4,578	4,319	6,744	7,516	111
雑品	24,431	23,145	15,953	22,315	23,137	21,809	94
合計	200,804	208,354	196,852	166,214	158,798	168,209	106

③ 冷蔵倉庫受寄物年間入庫高の推移

品目 \ 年度	15	20	25	26	27	28	前年度比(%)
生鮮水産物	2,882	2,761	1,900	1,818	1,685	1,900	113
冷凍水産物	19,333	22,441	14,129	11,909	13,266	14,129	107
塩干水産物	10,240	13,798	9,360	8,113	7,665	9,360	122
水産加工品	3,806	3,562	1,642	1,417	1,307	1,642	126
畜産物	21,161	13,237	11,273	11,628	11,353	11,273	99
畜産加工品	3,083	5,693	5,003	4,556	5,780	5,003	87
農産物	8,706	6,294	9,404	9,492	8,480	9,404	111
農産加工品	13,362	12,500	16,165	14,926	12,418	16,165	130
冷凍食品	21,524	16,420	12,347	9,135	9,132	12,347	135
その他	1,859	5,529	12,018	12,585	14,659	12,018	82
合計	105,956	102,235	93,241	85,579	85,745	93,241	109

④ 冷蔵倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

品目 \ 年度	15	20	25	26	27	28	前年度比(%)
生鮮水産物	20	15	37	12	9	37	411
冷凍水産物	3,341	4,722	3,222	3,048	3,572	3,222	90
塩干水産物	1,300	3,883	2,615	2,387	2,276	2,615	115
水産加工品	344	349	122	72	82	122	149
畜産物	2,614	1,127	1,133	1,031	1,019	1,133	111
畜産加工品	638	860	1,056	1,322	1,002	1,056	105
農産物	2,715	2,288	1,877	2,018	1,842	1,877	102
農産加工品	3,894	5,796	6,841	6,633	8,197	6,841	83
冷凍食品	1,490	1,452	927	692	753	927	123
その他	659	421	383	359	341	383	112
合計	17,015	20,913	18,213	17,574	19,093	18,213	95

4. その他輸送関係事業の概況

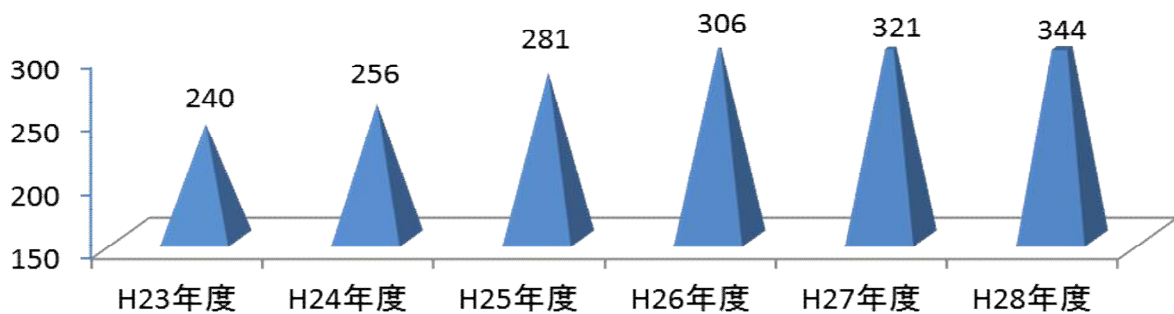
(1) レンタカー事業

レンタカーは不特定多数の人に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着している。また、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なときに必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏においてマイカーを所有しない人々の生活用として、ITを活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

今後も、「多種多様な車両の提供・営業時間の延長・大量交通機関との乗り継ぎ・乗り捨てのサービスネットワーク採用等」を積極的に行い、利用者サービスをより一層充実していく必要がある。

レンタカーの事業者数の推移



(2) 運転代行業

自動車運転代行業は、飲酒した者に代わって自動車を運転する役務を提供する事業として社会的ニーズは高く、飲酒運転の防止等に一定の役割を果たしてきたところであるが、一方では原則自由に営業することができたため一部において旅客運送類似行為の料金の不正收受等が見受けられるなど業務の適正運営が課題となっていた。

このような状況を受けて、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通安全及び利用者の保護を図るため「自動車運転代行業の適正化に関する法律」が平成14年6月1日から施行された。

自動車運転代行業を営もうとする者は、公安委員会の認定を受けるとともに、安全運転管理者の選任、料金及び約款の掲示、保険契約の締結及び運転者に対する二種免許の義務付け等の遵守事項が定められた。

同法の施行により旅客運送類似行為の排除、交通の安全と利用者保護が図られるものと思われる。

なお、平成26年5月8日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる、第4次分権一括法が成立されたことにより、平成27年4月1日から、国土交通省が所管していた事務・権限を都道府県に委譲している。

5. 自動車登録の概況

【登録の目的】

自動車の登録制度は、「所有権の公証により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」から成る。

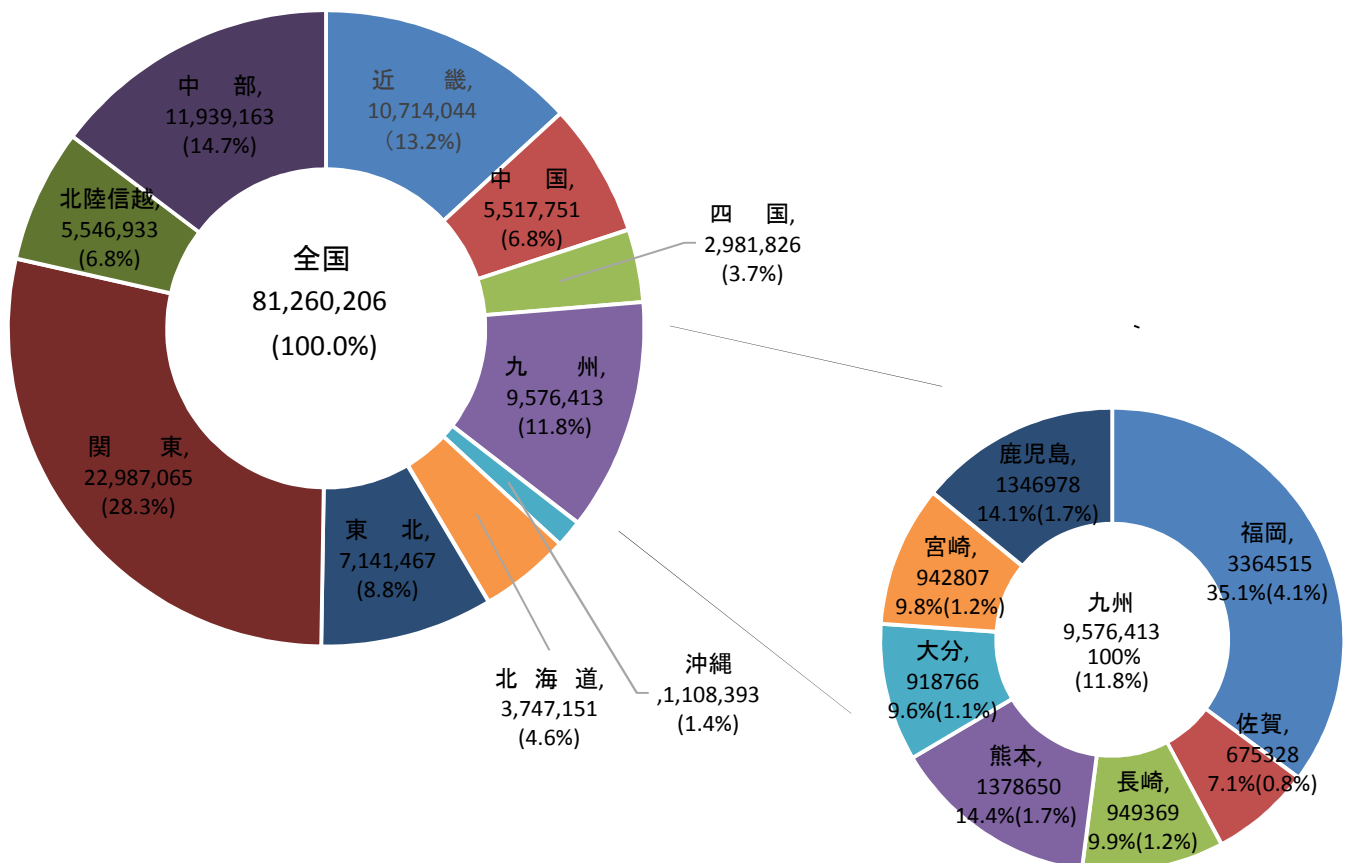
【保有車両数の動向】

当県における保有車両数は、昭和30年には1.9万台（このうち軽自動車は0.7万台（以下同じ））であったが、昭和35年頃から急激に増加し昭和60年には39倍の76.4万台（22.6万台）、平成19年には68倍の130万台を超え、最近数年間は横ばいで推移しており、平成29年3月末現在では137.8万台（66.7万台）となっている。

全国で見ると平成29年3月末現在の保有車両数は8,126万台であり、下図に示すとおり、当県は全国の1.7%を占め、また、九州管内においては九州7県のうち福岡県に次ぐ保有車両数となっている。

なお、現時、軽自動車が増加しており、二輪を除く保有車両数のうち、48.6%は軽自動車が占めている。

全国及び九州の保有車両数（平成29年3月末現在）



※()内は全国比率

都道府県別・車種別自動車保有台数(軽自動車、軽二輪含む)

※自動車検査登録情報協会のHPより データ入手

平成29年3月末現在

局	車種 運輸支局	乗用車	貨物車	乗合車	特種(殊)車	二輪車	合計	管内比	全国比
北海道	札幌	1,314,891	244,628	6,676	60,101	70,840	1,697,136	45.3%	2.1%
	函館	243,259	55,059	1,167	9,985	9,056	318,526	8.5%	0.4%
	旭川	362,390	94,990	2,037	20,292	19,506	499,215	13.3%	0.6%
	室蘭	275,452	77,702	1,567	12,404	13,276	380,401	10.2%	0.5%
	釧路	196,974	56,222	853	12,536	7,914	274,499	7.3%	0.3%
	帯広	224,991	69,099	932	16,120	9,710	320,852	8.6%	0.4%
	北見	177,380	56,532	911	12,383	9,316	256,522	6.8%	0.3%
	計	2,795,337	654,232	14,143	143,821	139,618	3,747,151	100.0%	4.6%
東北	青森	726,989	216,430	3,827	31,649	26,831	1,005,726	14.1%	1.2%
	岩手	737,024	229,800	3,646	26,036	31,042	1,027,548	14.4%	1.3%
	宮城	1,287,569	303,808	5,055	35,535	66,170	1,698,137	23.8%	2.1%
	秋田	593,064	176,652	2,367	22,819	21,351	816,253	11.4%	1.0%
	山形	693,267	190,359	2,562	23,426	25,295	934,909	13.1%	1.2%
	福島	1,221,234	337,836	5,729	35,887	58,208	1,658,894	23.2%	2.0%
	計	5,259,147	1,454,885	23,186	175,352	228,897	7,141,467	100.0%	8.8%
関東	茨城	1,960,581	486,241	7,108	48,134	89,008	2,591,072	11.3%	3.2%
	栃木	1,325,341	289,652	4,609	30,480	69,777	1,719,859	7.5%	2.1%
	群馬	1,368,599	322,195	3,987	31,983	65,311	1,792,075	7.8%	2.2%
	埼玉	3,183,819	616,805	10,178	80,701	196,817	4,088,320	17.8%	5.0%
	千葉	2,787,152	597,650	11,662	77,805	139,934	3,614,203	15.7%	4.4%
	東京	3,159,455	675,093	16,154	100,862	467,446	4,419,010	19.2%	5.4%
	神奈川	3,063,979	551,687	11,799	82,247	297,853	4,007,565	17.4%	4.9%
	山梨	551,825	154,825	2,202	15,878	30,231	754,961	3.3%	0.9%
	計	17,400,751	3,694,148	67,699	468,090	1,356,377	22,987,065	100.0%	28.3%
北陸信越	新潟	1,386,821	348,161	6,203	45,627	56,950	1,843,762	33.2%	2.3%
	富山	707,204	149,765	2,098	19,757	21,912	900,736	16.2%	1.1%
	石川	715,794	146,426	2,796	18,423	21,276	904,715	16.3%	1.1%
	長野	1,367,275	420,919	5,515	36,461	67,550	1,897,720	34.2%	2.3%
	計	4,177,094	1,065,271	16,612	120,268	167,688	5,546,933	100.0%	6.8%
中部	福井	508,067	123,174	1,913	15,231	15,230	663,615	5.6%	0.8%
	岐阜	1,293,452	299,326	4,606	32,593	51,102	1,681,079	14.1%	2.1%
	静岡	2,203,445	488,965	6,557	46,881	128,344	2,874,192	24.1%	3.5%
	愛知	4,135,054	768,818	10,418	89,286	206,486	5,210,062	43.6%	6.4%
	三重	1,148,813	278,170	3,435	28,597	51,200	1,510,215	12.6%	1.9%
	計	9,288,831	1,958,453	26,929	212,588	452,362	11,939,163	100.0%	14.7%
近畿	滋賀	792,394	175,434	2,699	17,922	36,341	1,024,790	9.6%	1.3%
	京都	1,003,776	234,480	4,783	27,717	65,248	1,336,004	12.5%	1.6%
	大阪	2,768,886	653,961	10,562	81,708	232,878	3,747,995	35.0%	4.6%
	奈良	651,544	134,510	2,187	14,392	31,064	833,697	7.8%	1.0%
	和歌山	538,188	164,235	1,710	15,860	31,601	751,594	7.0%	0.9%
	兵庫	2,306,456	487,414	7,996	61,436	156,662	3,019,964	28.2%	3.7%
	計	8,061,244	1,850,034	29,937	219,035	553,794	10,714,044	100.0%	13.2%
中国	鳥取	343,024	100,550	1,254	9,542	9,962	464,332	8.4%	0.6%
	島根	406,612	119,953	1,760	12,013	12,125	552,463	10.0%	0.7%
	岡山	1,151,606	296,807	3,141	30,939	50,873	1,533,366	27.8%	1.9%
	広島	1,450,434	322,587	5,226	38,462	77,274	1,893,983	34.3%	2.3%
	山口	820,381	198,720	2,584	19,668	32,254	1,073,607	19.5%	1.3%
	計	4,172,057	1,038,617	13,965	110,624	182,488	5,517,751	100.0%	6.8%
四国	徳島	454,498	132,896	1,597	11,606	19,229	619,826	20.8%	0.8%
	香川	585,548	154,110	1,733	15,686	26,632	783,709	26.3%	1.0%
	愛媛	738,243	220,389	2,301	21,424	34,323	1,016,680	34.1%	1.3%
	高知	394,851	132,169	1,364	12,121	21,106	561,611	18.8%	0.7%
	計	2,173,140	639,564	6,995	60,837	101,290	2,981,826	100.0%	3.7%
九州	福岡	2,574,999	569,341	10,590	61,173	148,412	3,364,515	35.1%	4.1%
	佐賀	500,228	138,158	2,092	13,254	21,596	675,328	7.1%	0.8%
	長崎	694,198	186,975	4,354	18,951	44,891	949,369	9.9%	1.2%
	熊本	1,025,759	283,005	3,807	27,496	38,583	1,378,650	14.4%	1.7%
	大分	688,805	184,293	2,471	16,868	26,329	918,766	9.6%	1.1%
	宮崎	671,047	213,328	2,141	19,147	37,144	942,807	9.8%	1.2%
	鹿児島	943,962	318,833	4,219	32,768	47,196	1,346,978	14.1%	1.7%
	計	7,098,998	1,893,933	29,674	189,657	364,151	9,576,413	100.0%	11.8%
沖縄		826,701	202,257	3,653	19,758	56,024	1,108,393	100.0%	1.4%
合 計		61,253,300	14,451,394	232,793	1,720,030	3,602,689	81,260,206		

車種別保有自動車数の推移

年度	種別	貨物		乗合		乗用		特種(殊)		小二		軽四(含三)		軽二		合計	
		車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数
S40		29,786	100.0	1,351	100.0	11,094	100.0	1,153	100.0	705	100.0	23,209	100.0	23,031	100.0	90,329	100.0
S41		36,530	122.6	1,553	115.0	15,458	139.3	1,332	115.5	769	109.1	43,554	187.7	12,742	55.3	111,938	123.9
S42		46,599	156.4	1,787	132.3	21,973	198.1	1,636	141.9	924	131.1	56,234	242.3	12,007	52.1	141,160	156.3
S43		59,369	199.3	1,967	145.6	30,774	277.4	1,902	165.0	1090	154.6	72,104	310.7	11,157	48.4	178,363	197.5
S44		72,149	242.2	2,204	163.1	42,306	381.3	2,329	202.0	1288	182.7	88,232	380.2	10,053	43.6	218,561	242.0
S45		78,409	263.2	2,380	176.2	52,915	477.0	2,877	249.5	1,588	225.2	103,264	444.9	9,136	39.7	250,569	277.4
S46		83,380	279.9	2,574	190.5	64,700	583.2	3,426	297.1	2,126	301.6	117,586	506.6	10,831	47.0	284,623	315.1
S47		89,453	300.3	2,669	197.6	80,898	729.2	4,174	362.0	2,832	401.7	129,575	558.3	8,561	37.2	318,162	352.2
S48		99,067	332.6	2,784	206.1	105,134	947.7	5,395	467.9	2,973	421.7	138,722	597.7	8,489	36.9	362,564	401.4
S49		104,810	351.9	2,907	215.2	130,713	1178.2	6,436	558.2	3,680	522.0	141,572	610.0	8,398	36.5	398,516	441.2
S50		111,471	374.2	2,994	221.6	160,523	1446.9	7,063	612.6	3,909	554.5	138,839	598.2	8,198	35.6	432,997	479.4
S51		118,308	397.2	3,075	227.6	195,364	1761.0	7,735	670.9	3,605	511.3	122,523	527.9	8,091	35.1	458,701	507.8
S52		125,585	421.6	3,159	233.8	225,055	2028.6	8,398	728.4	3,943	559.3	122,259	526.8	7,813	33.9	496,212	549.3
S53		130,544	438.3	3,194	236.4	254,947	2298.1	9,354	811.3	4,067	576.9	126,409	544.7	7,633	33.1	536,148	593.6
S54		136,589	458.6	3,222	238.5	289,661	2611.0	10,424	904.1	4,333	614.6	126,782	546.3	7,745	33.6	578,756	640.7
S55		140,428	471.5	3,221	238.4	318,482	2870.8	11,393	988.1	4,794	680.0	134,171	578.1	7,773	33.8	620,262	686.7
S56		142,047	476.9	3,256	241.0	336,597	3034.0	12,077	1047.4	5,495	779.4	143,674	619.0	8,881	38.6	652,027	721.8
S57		140,509	471.7	3,265	241.7	351,541	3168.7	12,622	1094.7	6,538	927.4	158,473	682.8	9,852	42.8	682,800	755.9
S58		138,241	464.1	3,246	240.3	362,109	3264.0	13,237	1148.0	7,895	1119.9	176,221	759.3	11,077	48.1	712,026	788.3
S59		136,327	457.7	3,266	241.7	370,981	3344.0	13,852	1201.4	8,913	1264.3	192,980	831.5	13,071	56.8	739,390	818.6
S60		134,492	451.5	3,276	242.5	376,420	3393.0	14,246	1235.6	9,740	1381.6	212,255	914.5	14,198	61.6	764,627	846.5
S61		133,150	447.0	3,320	245.7	382,995	3452.3	14,740	1278.4	10,396	1474.6	230,952	995.1	15,587	67.7	791,140	875.8
S62		131,146	440.3	3,364	249.0	390,270	3517.8	15,205	1318.7	10,868	1541.6	250,189	1078.0	16,945	73.6	817,987	905.6
S63		131,432	441.3	3,468	256.7	399,231	3598.6	15,966	1384.7	11,313	1604.7	268,583	1157.2	18,857	81.9	848,850	939.7
H元		133,665	448.8	3,588	265.6	409,143	3688.0	16,887	1464.6	11,640	1651.1	287,489	1238.7	19,803	86.0	882,215	976.7
H2		133,877	449.5	3,661	271.0	429,311	3869.8	17,697	1534.9	11,797	1673.3	300,593	1295.2	20,922	90.8	917,858	1016.1
H3		135,127	453.7	3,735	276.5	447,983	4038.1	18,587	1612.1	11,745	1666.0	314,855	1356.6	21,666	94.1	953,698	1055.8
H4		136,271	457.5	3,794	280.8	468,874	4226.4	19,450	1686.9	11,316	1605.1	326,079	1405.0	22,569	98.0	988,353	1094.2
H5		136,509	458.3	3,794	280.8	485,830	4379.2	20,118	1744.8	11,590	1644.0	335,120	1443.9	21,847	94.9	1,014,808	1123.5
H6		136,886	459.6	3,860	285.7	505,745	4558.7	21,048	1825.5	12,421	1761.8	343,782	1481.2	22,138	96.1	1,045,880	1157.9
H7		138,325	464.4	3,910	289.4	526,689	4747.5	22,091	1916.0	13,155	1866.0	353,551	1523.3	21,635	93.9	1,079,356	1194.9
H8		137,507	461.6	3,909	289.3	550,569	4962.8	23,227	2014.5	13,800	1957.4	363,916	1568.0	20,364	88.4	1,113,292	1232.5
H9		137,803	462.6	3,901	288.7	573,497	5169.4	20,037	1737.8	14,356	2036.3	372,777	1606.2	19,631	85.2	1,142,002	1264.3
H10		136,757	459.1	3,922	290.3	587,513	5295.8	21,209	1839.5	14,692	2084.0	379,926	1637.0	18,774	81.5	1,162,793	1287.3
H11		133,451	448.0	3,894	288.2	598,014	5390.4	22,532	1954.2	15,089	2140.3	389,606	1678.7	18,117	78.7	1,180,703	1307.1
H12		131,735	442.3	3,916	289.9	601,361	5420.6	23,994	2081.0	15,396	2183.8	406,696	1752.3	17,695	76.8	1,200,793	1329.4
H13		130,405	437.8	3,920	290.2	605,314	5456.2	24,897	2159.3	15,641	2218.6	422,346	1819.8	17,646	76.6	1,220,169	1350.8
H14		125,642	421.8	3,909	289.3	609,657	5495.4	25,097	2176.7	15,924	2258.7	438,692	1890.2	17,675	76.7	1,236,596	1369.0
H15		123,327	414.0	3,924	290.5	610,705	5504.8	25,019	2169.9	16,283	2309.6	453,573	1954.3	17,772	77.2	1,250,603	1384.5
H16		121,743	408.7	3,963	293.3	606,605	5467.9	24,877	2157.6	16,582	2352.1	472,326	2035.1	17,894	77.7	1,263,990	1399.3
H17		120,915	405.9	3,947	292.2	606,688	5468.6	24,662	2138.9	16,872	2393.2	489,687	2109.9	18,063	78.4	1,280,834	1418.0
H18		119,821	402.3	3,938	291.5	604,676	5450.5	24,615	2134.9	17,262	2448.5	508,063	2189.1	18,332	79.6	1,296,707	1435.5
H19		118,518	397.9	3,950	292.4	597,855	5389.0	24,537	2128.1	17,814	2526.8	526,337	2267.8	18,481	80.2	1,307,492	1447.5
H20		115,464	387.6	3,909	289.3	587,077	5291.8	24,326	2109.8	18,343	2601.8	542,247	2336.4	18,520	80.4	1,309,886	1450.1
H21		111,660	374.9	3,891	288.0	574,949	5182.5	24,028	2084.0	18,943	2687.0	558,224	2405.2	18,594	80.7	1,310,289	1450.6
H22		107,682	361.5	3,859	285.6	570,814	5145.2	23,864	2069.7	19,608	2781.3	569,257	2452.7	18,373	79.8	1,313,457	1454.1
H23		104,800	351.8	3,890	287.9	566,100	5102.8	23,622	2048.7	20,101	2851.2	579,419	2496.5	17,857	77.5	1,315,789	1456.7
H24		102,318	343.5	3,883	287.4	566,154	5103.2	23,448	2033.7	20,512	2909.5	591,744	2549.6	17,257	74.9	1,325,316	1467.2
H25		100,095	336.0	3,847	284.8	563,764	5081.7	23,381	2027.8	20,931	2968.9	607,737	2618.5	17,090	74.2	1,336,845	1480.0
H26		99,009	332.4	3,825	283.1	559,881	5046.7	23,396	2029.1	21,463	3044.4	624,420	2690.4	16,844	73.1	1,348,838	1493.3
H27		97,748	328.2	3,808	281.9	554,656	4999.6	23,627	2049.2	21,678	3074.9	639,124	2753.8	16,647	72.3	1,357,288	1502.6
H28		97,141	326.1	3,807	281.8	554,522	4998.4	23,811	2065.1	21,943	3112.5	645,335	2780.5	16,068	69.8	1,362,627	1508.5
H29		99,327	333.5	3,807	281.8	560,990	5056.7	24,353	2112.1	22,465	3186.5	651,590	2807.5	15,775	68.5	1,378,307	1525.9

注)軽二輪は集計方法が異なるため、都道府県別・車種別自動車保有台数にある数値と異なる。

市郡別・車種別保有車両数

平成29年3月31日現在

区 分 市郡別	貨 物			乗合	乗 用		特種用途	大型特殊	小型二輪	軽自動車	合計
	普通	小型	被けん引		普通	小型					
熊 本 市	11,232	23,481	345	1,171	106,991	131,775	6,970	1,018	9,311	203,021	495,315
八 代 市	2,907	4,766	249	248	15,607	21,388	1,809	394	1,400	49,374	98,142
人 吉 市	599	876	27	112	3,951	5,688	412	107	322	14,068	26,162
荒 尾 市	605	1,162	20	57	6,444	9,117	386	79	734	20,056	38,660
水 俣 市	352	543	22	72	2,866	4,264	238	105	303	9,598	18,363
玉 名 市	1,315	2,735	49	167	9,428	12,002	721	84	882	29,022	56,405
山 鹿 市	1,236	2,252	101	189	6,818	9,696	648	144	745	25,940	47,769
菊 池 市	1,528	2,427	87	121	6,940	9,202	793	120	753	23,478	45,449
宇 土 市	1,008	1,419	91	31	5,085	6,596	420	55	379	14,876	29,960
上 天 草 市	357	638	7	99	3,318	4,885	292	119	246	10,602	20,563
宇 城 市	1,522	2,735	69	142	7,900	10,629	954	202	686	26,046	50,885
阿 蘇 市	725	1,224	19	97	4,098	5,380	384	93	450	12,913	25,383
合 志 市	854	1,741	40	147	8,402	10,434	436	131	872	19,647	42,704
天 草 市	1,421	2,183	34	305	8,809	13,514	1,121	403	750	34,829	63,369
市 合 計	25,661	48,182	1,160	2,958	196,657	254,570	15,584	3,054	17,833	493,470	1,059,129
玉 名 郡	978	1,580	84	69	5,427	7,582	364	88	655	20,060	36,887
菊 池 郡	1,920	2,324	90	132	11,047	13,552	1,040	115	1,144	27,311	58,675
阿 蘇 郡	1,264	1,836	47	149	5,556	7,900	539	160	466	18,841	36,758
上 益 城 郡	2,930	4,250	160	257	11,872	16,301	1,435	226	1,033	40,047	78,511
下 益 城 郡	263	459	2	18	1,343	1,698	128	57	140	5,274	9,382
八 代 郡	156	508	0	15	1,411	1,873	85	36	151	5,352	9,587
葦 北 郡	369	885	76	54	2,675	3,913	227	100	239	10,282	18,820
球 磨 郡	1,346	2,307	62	135	6,484	9,072	619	311	740	27,410	48,486
天 草 郡	149	278	0	20	868	1,187	93	70	64	3,315	6,044
郡 合 計	9,375	14,427	521	849	46,683	63,078	4,530	1,163	4,632	157,892	303,150
不 明	1	0	0	0	1	1	2	20	0	228	253
県 合 計	35,037	62,609	1,681	3,807	243,341	317,649	20,116	4,237	22,465	651,590	1,362,532

注) 軽自動車には軽二輪を含まない。

市町村合併があった市町村については、合併後の市町村に含めた。

軽自動車については、一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」(平成29年3月末現在)より引用した。

6. 自動車整備事業及び保安関係業務の概況

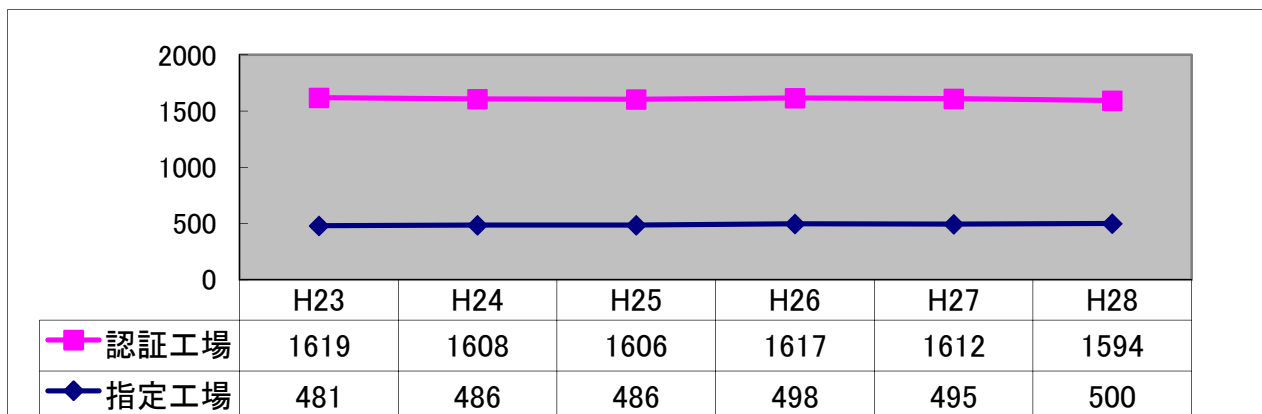
(1) 自動車整備事業の概況及び推移

熊本県内の平成29年3月末現在の自動車分解整備事業場（認証工場）1594場で、年々廃止事業者が、後継者・人材不足、経営不振で増加している。指定工場は499工場で、平成23年以降大きな増減は見られない。

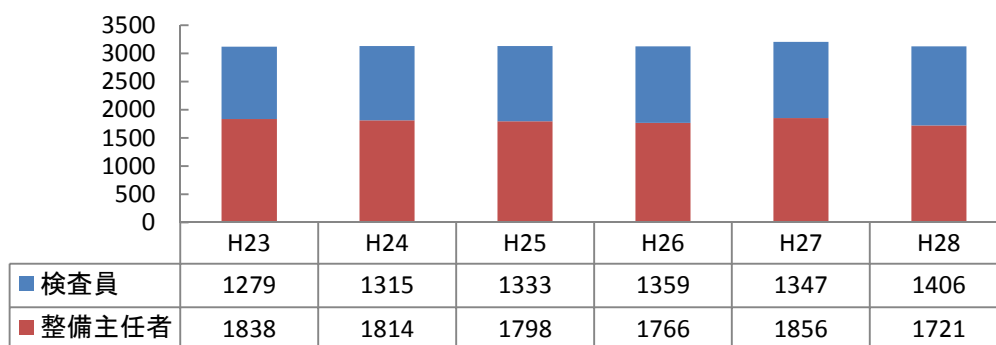
1級小型自動車整備士試験が平成14年度から実施され、平成29年3月末現在79名の方が資格取得しています。

近年、自動車は情報技術の高度化により最新技術や新機構が採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局での整備主任者・自動車検査員研修を毎年実施している。

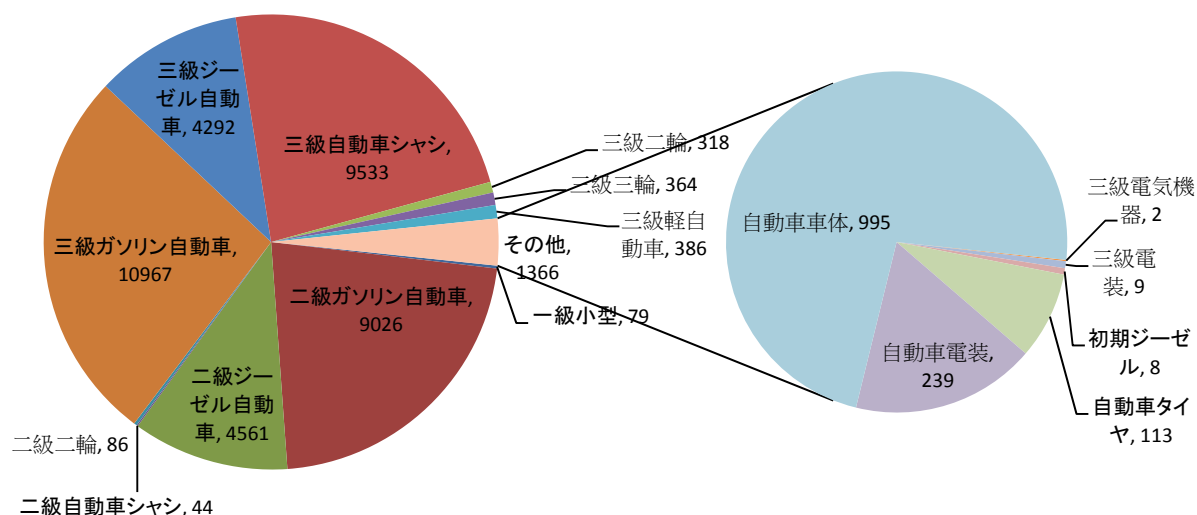
1. 自動車整備事業場の推移



2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者総数

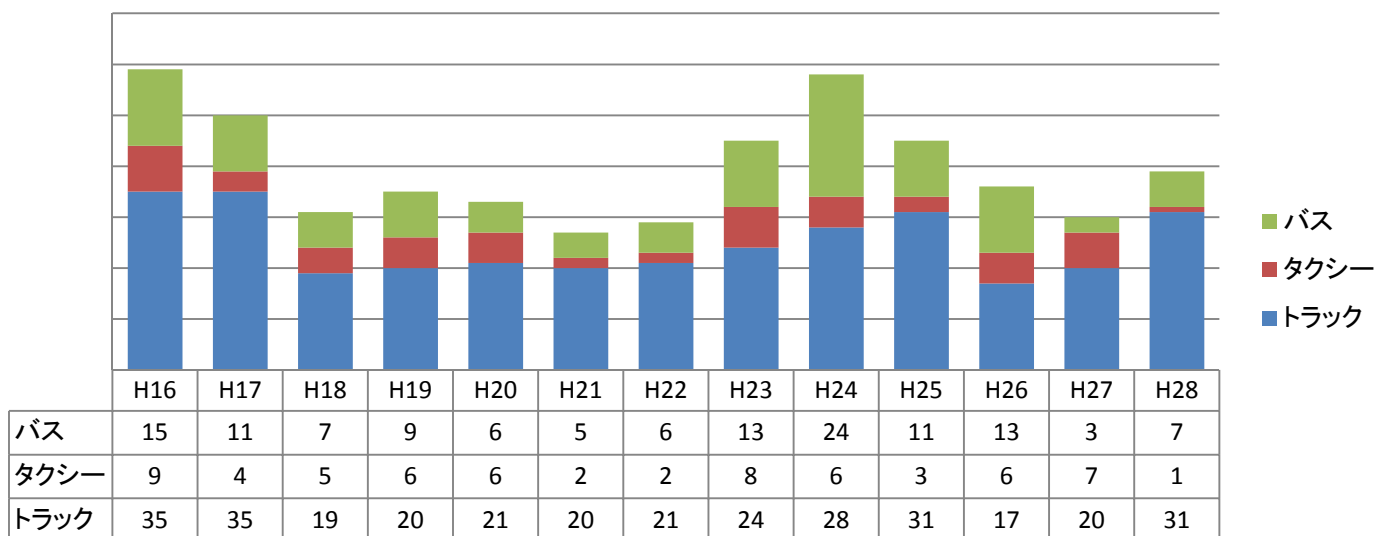


(2)保安関係業務

熊本県における平成28年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数39件、死者数7人、負傷者数19人であり、事故件数、死者数及び負傷者数ともに減少している。引き続き、自動車運送事業者に対する事故防止対策として運行管理者・整備管理者の研修等を通じて適正な運行管理及び車両管理の徹底について指導を行うとともに、事故に関する情報の提供等を通じ、安全対策の徹底に努めている。

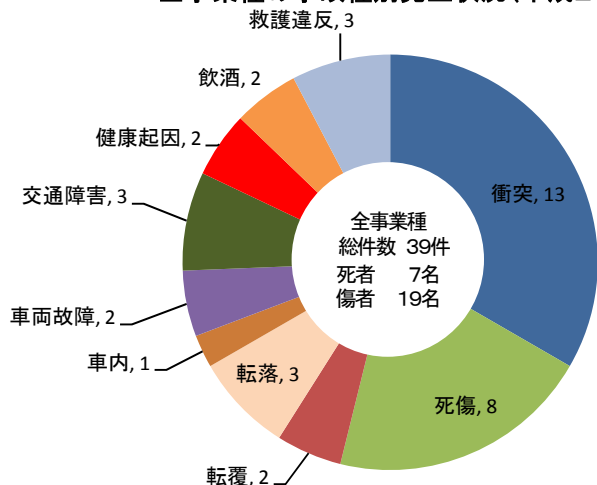
騒音問題をはじめとして、ディーゼル車の排出ガス対策、不正軽油の使用防止、エコドライブの普及促進、使用済み自動車の適正な処理等が緊急の課題となっている。これらの問題に自動車は深く関わっており、街頭検査、不正改造車排除運動、点検整備推進運動、ディーゼルクリーンキャンペーン及び各種研修会を通じ公害防止に関する広報活動に取り組んでいる。

1. 熊本県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

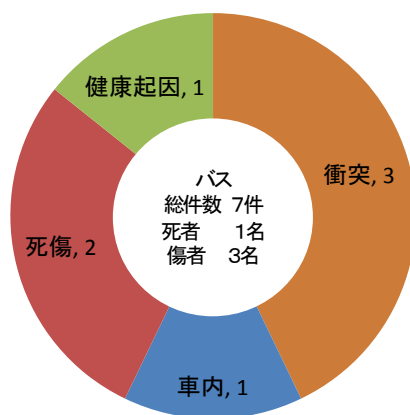


2. 事業用自動車の事故種別発生状況

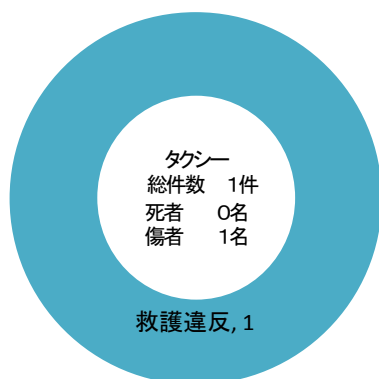
全事業種の事故種別発生状況(平成28年)



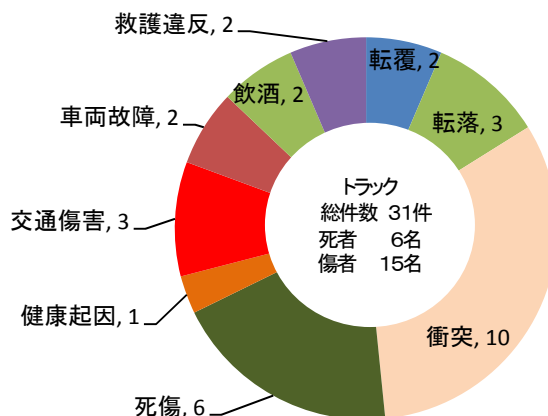
バスの事故種別発生状況(平成28年)



タクシーの事故種別発生状況(平成28年)



トラックの事故種別発生状況(平成28年)



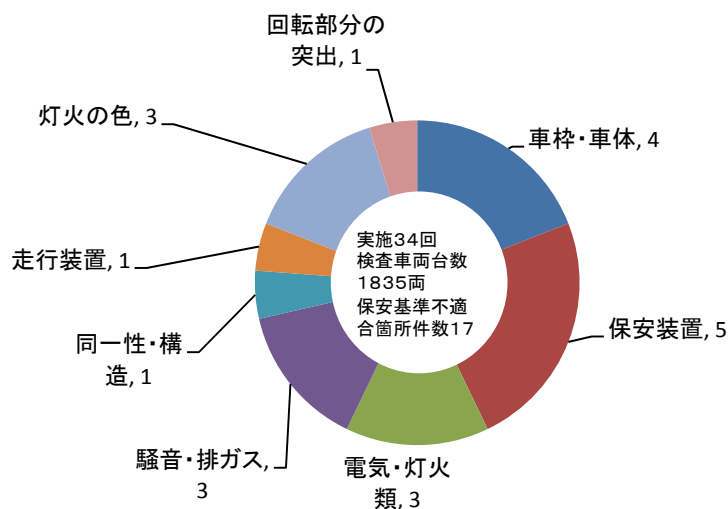
(3)街頭検査の実施状況

平成15年4月からは、不正改造行為を禁止するとともに、整備命令制度に関する制度を強化した。県警と連携のもと深夜の不正改造車の街頭検査を実施している。

なお、平成17年からは、不正燃料使用による環境破壊防止のため不正軽油の街頭検査も実施している。

1. 装置別保安基準不適合箇所件数

2. 街頭検査風景



3. 街頭検査実施状況

平成28年度

実施回数	出動延人数	検査車両数	整備不良車両数	不正改造車両数	整備命令発令件数	装置別保安基準不適合箇所数														合計
						同一性・構造	操縦	緩衝	走行	保安装置	着色フィルム	電気・灯火類	灯火の色	車枠・車体	回転部分の突出	騒音・排ガス	マフラーの取り外し	機器検査・その他	CO・HCガス	
34	181	1835	79	9	法第54条															0
					法第54条の2	9	1		1	5		3	3	4	1	3				21

4. 無保険(無共済)車街頭取締及び監視活動実施状況

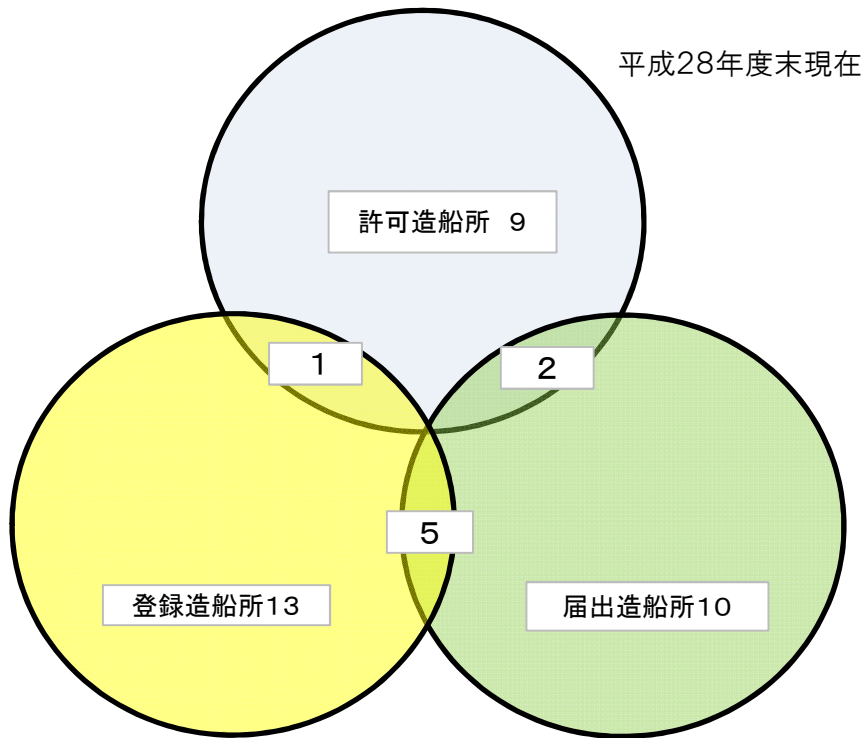
		職員	指導員	合計
平成28年度	取締・監視車両数	219	7,008	7,227
	通知書交付件数	3	270	273
	お知らせ文書交付件数	7	258	265

7. 造船事業の概況

県内の造船事業者は、平成28年度末現在、許可造船所が9事業所、登録造船所が13事業所、届出造船所が10事業所で、兼業を除いた実事業所数は30事業所である。

県内の造船所は、国内屈指のジャパンマリンユナイテッド(株)有明事業所を除き、内航船や小型漁船を対象としており、修繕事業が主体である。なお、登録・届出造船所は、その多くが県南地区に立地している。

○ 造船事業所数



ジャパンマリンユナイテッド株式会社有明事業所
(長洲町)



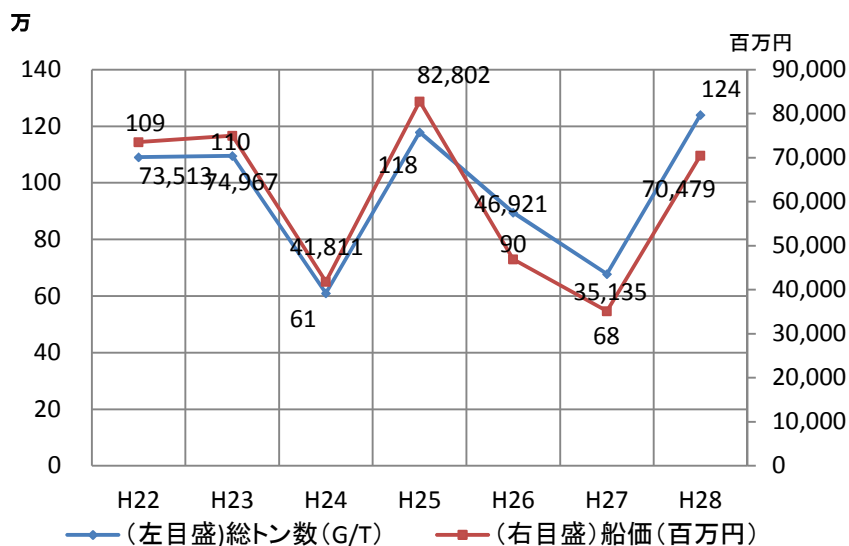
熊本ドック株式会社(八代市)

許可造船所…造船法第2条の許可造船所(500トン以上又は50m以上の鋼製船舶の製造、修繕)

登録造船所…小型船造船業法第4条の登録造船所(20トン以上又は15m以上の鋼、木船舶の製造、修繕)

届出造船所…造船法第6条の届出造船所(20トン以上又は15m以上の鋼製船舶以外製造、修繕)

○ 管内造船所の鋼船竣工量及び竣工船価



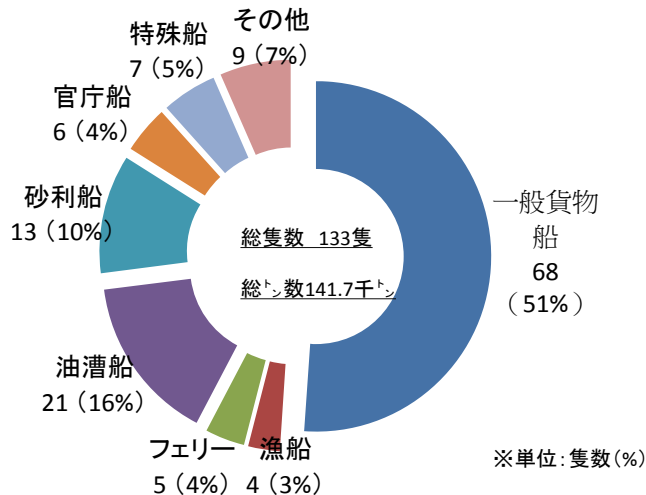
8・船舶登録の概況

県内の在籍船舶数は、平成29年12月31日現在、133隻、141,719総トンである。

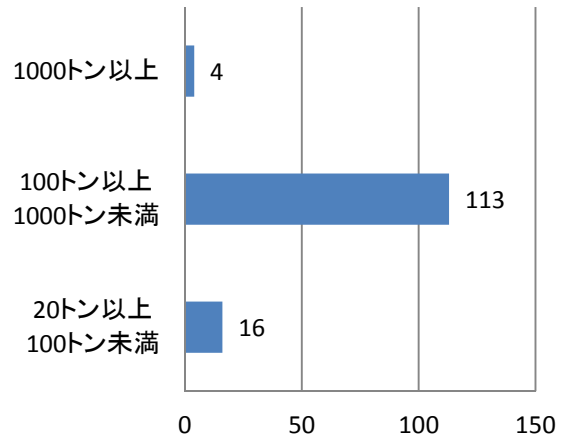
用途別にみると、一般貨物船が最も多く全体の約50%を占めている。

これは、当県には一杯船主と呼ばれる零細事業者が多いため、船舶の老齢化とともに近年減少傾向にある。

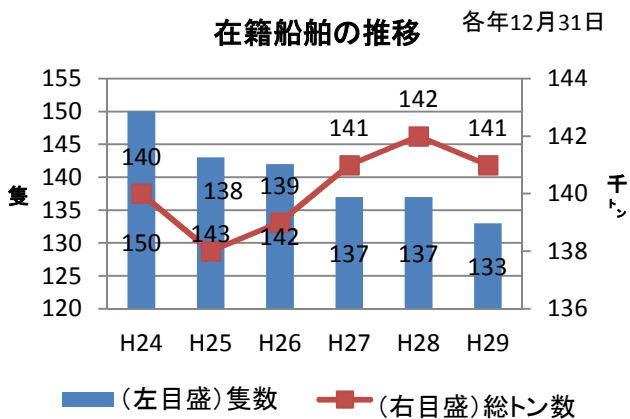
用途別在籍船舶数(平成29年12月31日現在)



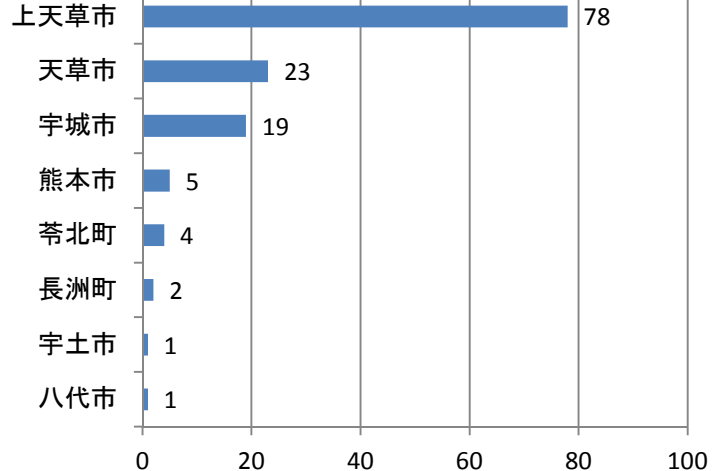
トン数階層別在籍船舶数



在籍船舶の推移



市町別登録隻数(平成29年末)



9. 船舶検査の概況

船舶の海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染など多大な影響を社会に及ぼすことになる。船舶検査官は、海難事故の要因が船舶の構造や設備等にならないよう船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等において検査、確認を行っている。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり基準に適合したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

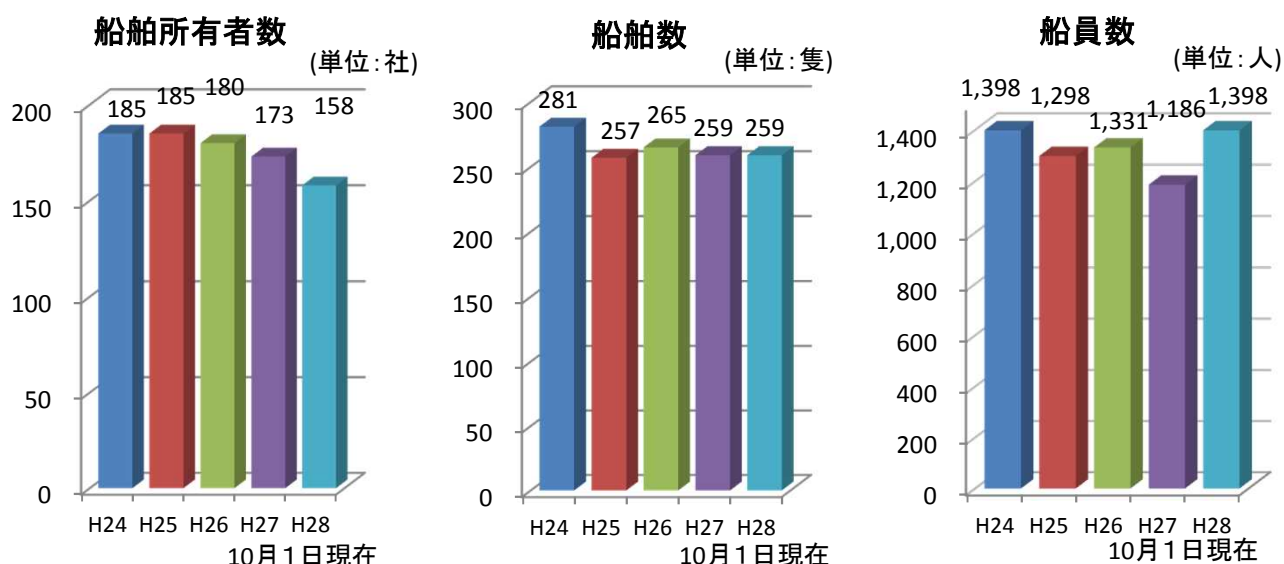
その他、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、公共交通機関である新造旅客船の技術基準適合審査や既存船への立入り検査も実施している。

10. 船員関係業務の概況

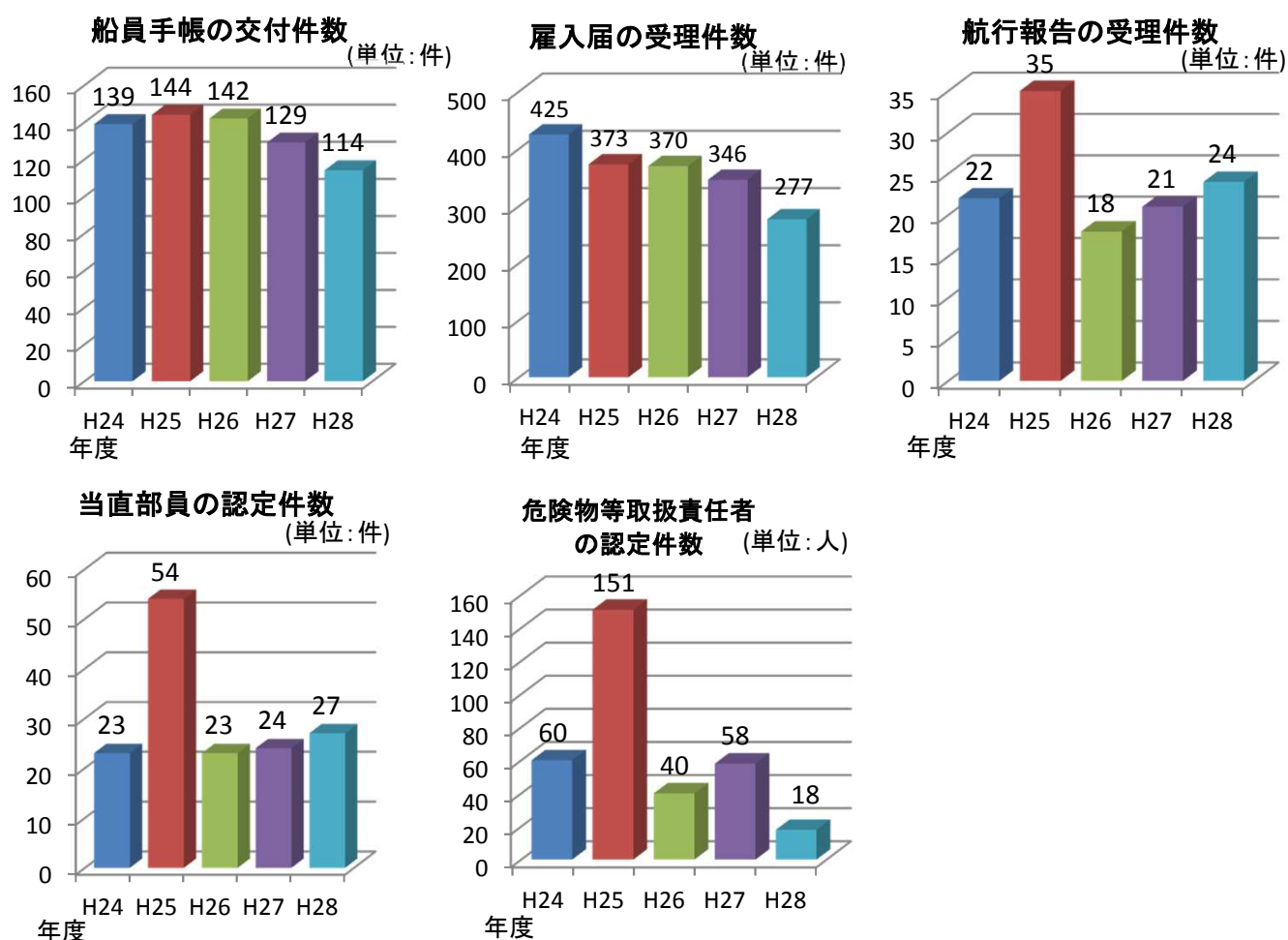
1. 船員法関係

平成28年10月1日現在の船員法適用の船舶所有者数は158事業者、船舶数は259隻、船員数(予備船員、非雇用船員を含む)は1,398人であり、船舶数259隻の内訳は、一般船舶が178隻、漁船が16隻、その他(官庁船、引船、作業船等)が65隻となっている。

①船舶所有者数・船舶数・船員数の推移

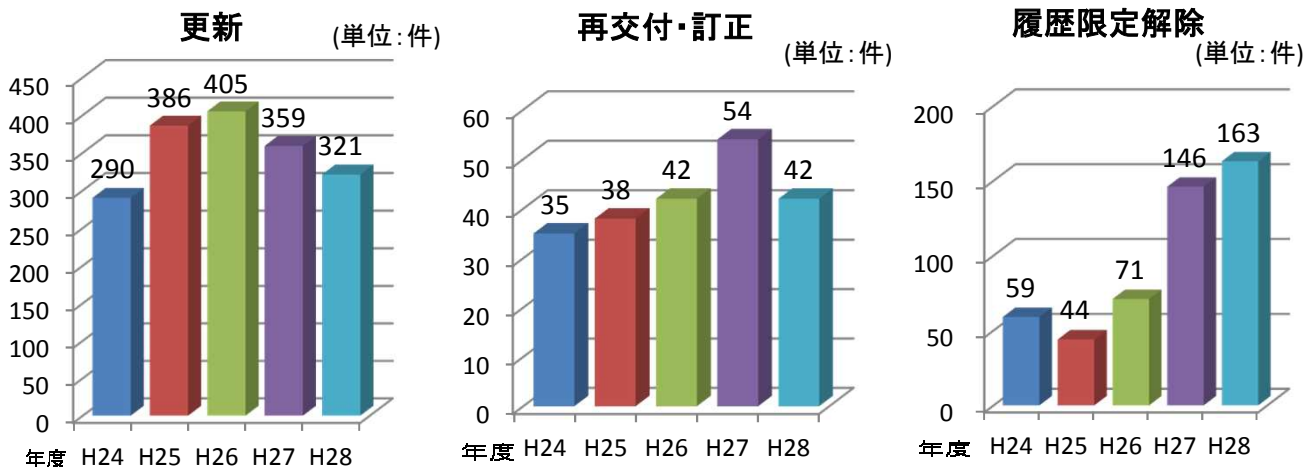


②主な事務処理件数の推移

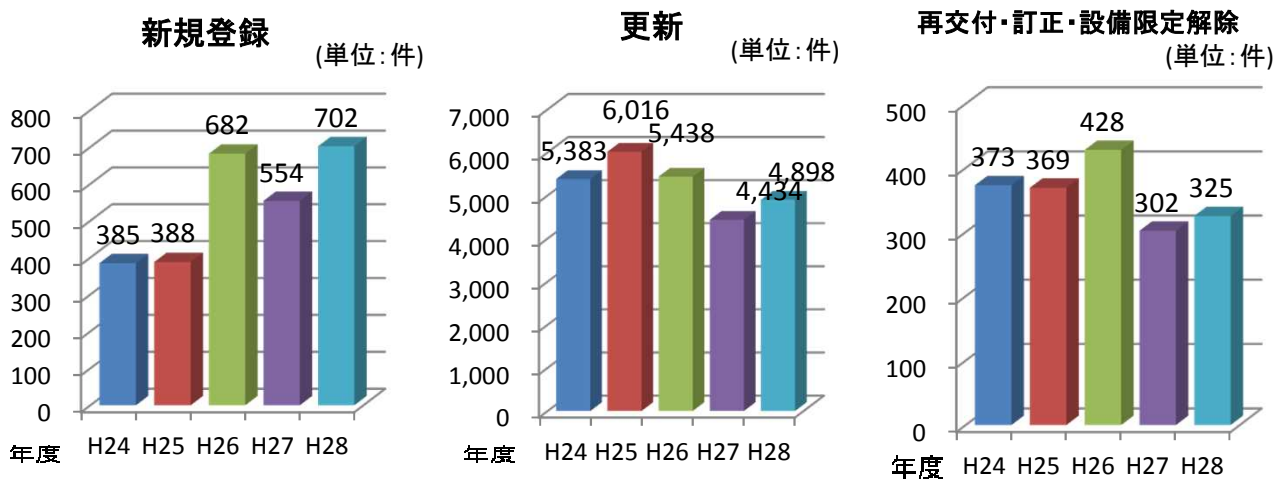


2. 海技士免許・小型船舶操縦免許関係業務

①海技士免許取扱件数の推移

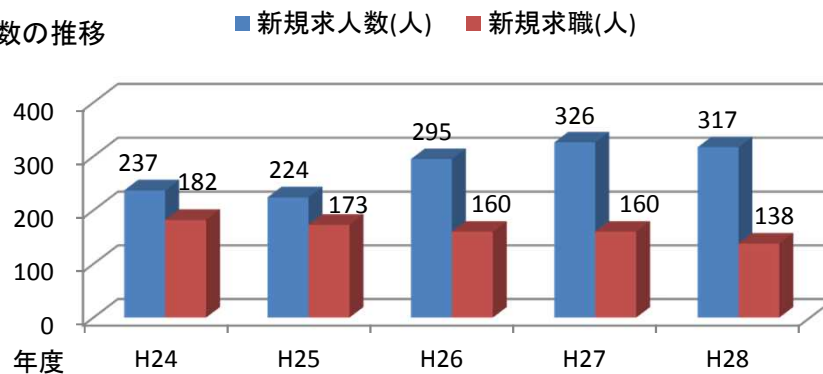


②小型船舶操縦免許取扱件数の推移

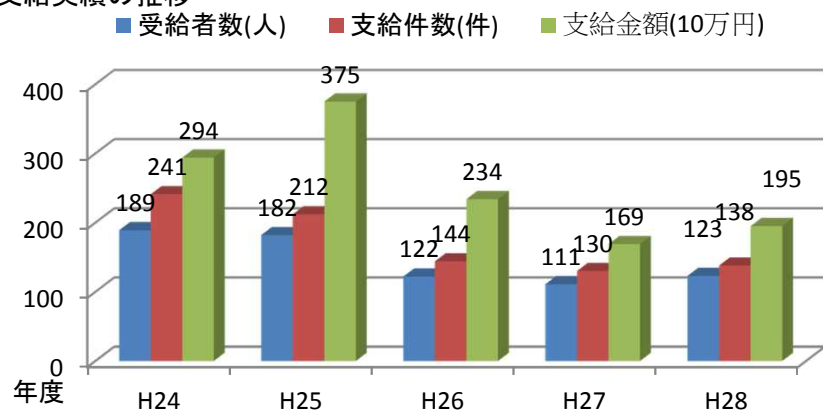


3. 船員職業安定所関係

①新規求人数・求職数の推移



②船員失業保険金支給実績の推移



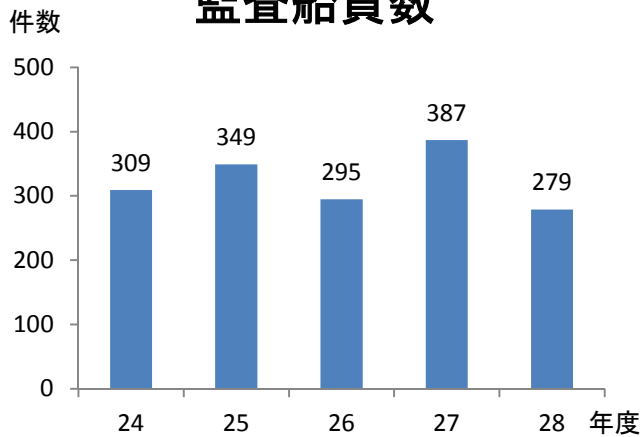
11. 運航労務監理業務の概況

運航労務監理官は、旅客船や貨物船等の船舶運航事業者に対して、輸送の安全の確保のため、「船舶の運航管理に関する監査及び指導」並びに「運輸安全マネジメント評価」を実施している。

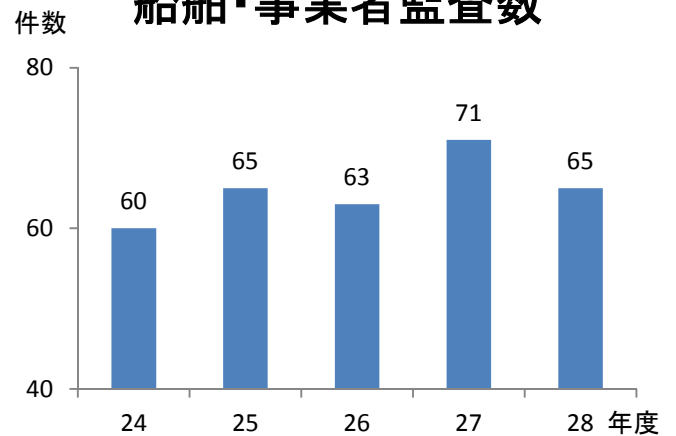
また、船員法等に基づき航海の安全及び船員の労働条件の確保並びに船員災害防止を図るため、「船舶所有者及び船員に対する監督及び指導」を行っている。

さらに、海難や災害の再発防止のため、安全講習会の開催等を通じて船舶所有者や乗組員の安全意識の向上に取り組んでいる。

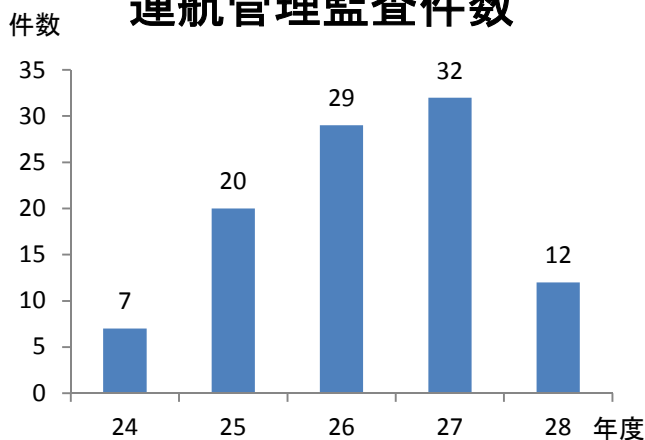
監査船員数



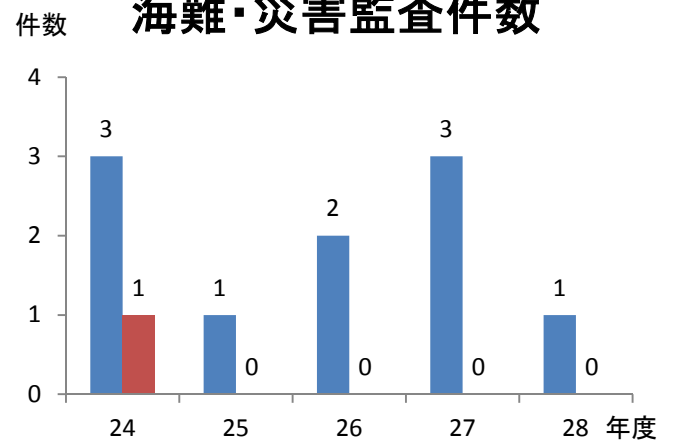
船舶・事業者監査数



運航管理監査件数

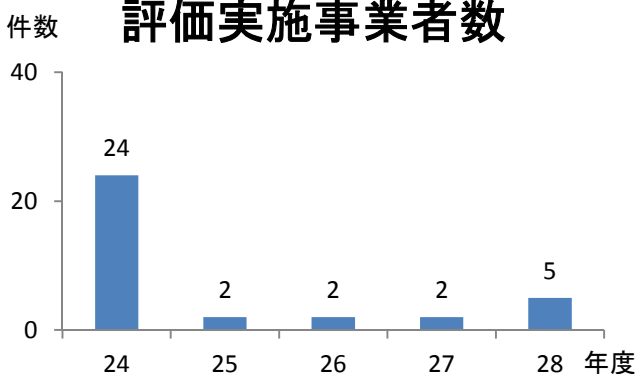


海難・災害監査件数



■ 海難発生時監査件数 ■ 災害発生時監査件数

運輸安全マネジメント 評価実施事業者数



※平成25年度より評価対象事業者変更



運航労務監理官による船舶監査

12. 外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官は、日本の港に入港してきた外国船舶に立入検査を実施し、船舶の構造・設備、乗組員の資格・当直体制等が国際条約の基準に適合しているかどうかを確認しています。これをPort State Control(寄港国監督、略してPSC)といいます。船舶が基準に適合していない場合はこれを是正させ、外国船舶による海難事故や海洋汚染の防止に努めています。

具体的には、「海上人命安全条約(SOLAS条約)」、「海洋汚染防止条約(MARPOL条約)」、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)」及び「船舶防汚方法規制条約(AFS条約)」等に基づく船舶の構造・設備、乗組員に対する資格要件等及び船底塗料等の有機スズ系化合物規制について確認を行っています。また、近年、ヒューマンエラー等に起因する海難が多く見られることから、乗組員がその船舶に搭載されている設備の操作等を適切に行えるかなどの操作要件、「国際安全管理規則(ISMコード)」に基づく船舶の管理体制等及び「国際海事保安コード(ISPSコード)」に基づく船舶の保安要件の確認、「海上労働条約(MLC条約)」に基づく船員の労働条件の確認など、ソフト面に関するPSCも重要な項目となっています。さらに、海洋環境に影響を及ぼす水生生物及び病原体の移動の防止を目的とした「船舶のバラスト水及び沈殿物に関する規制及び管理を行うための国際条約(バラスト水管理条約)」が2017年9月8日に我が国で施行され、同条約にかかるPSCも実施しています。

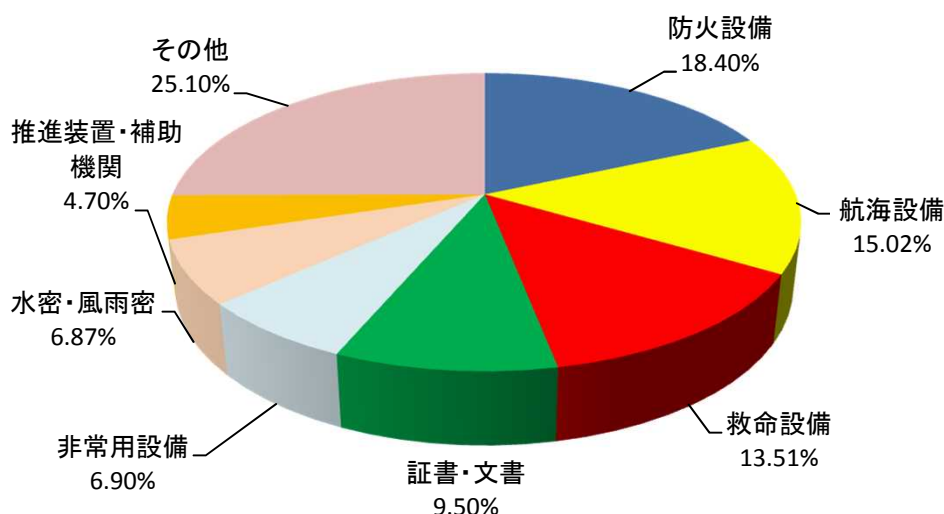


貨物倉の検査



救命艇の振り出しの検査

PSCで指摘された主な欠陥



*東京MOU:「アジア太平洋地域におけるPSCに関する覚え書き」のこと。署名国は以下のとおり。
オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャルアイランド、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

13. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況

平成11年4月に中央省庁等改革推進本部において、従来国が実施していた自動車検査のうち、「検査場における検査」については、独立行政法人化することが決定され、平成14年7月1日に「自動車検査独立行政法人」が設立され、平成28年4月1日付けで旧自動車検査独立行政法人(以下「旧検査法人」という)と旧独立行政法人交通安全環境研究所(以下「旧交通研」という)の2法人が統合し、独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という)が発足した。熊本事務所は、熊本運輸支局の検査場等を引継ぎ自動車検査業務(いわゆる「車検」)を実施している。

(1) 名称

独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 熊本事務所

(2) 所在地

〒862-0901

熊本市東区東町4丁目14-35 TEL 096-369-3384 FAX 096-206-1655

(3) 業務内容

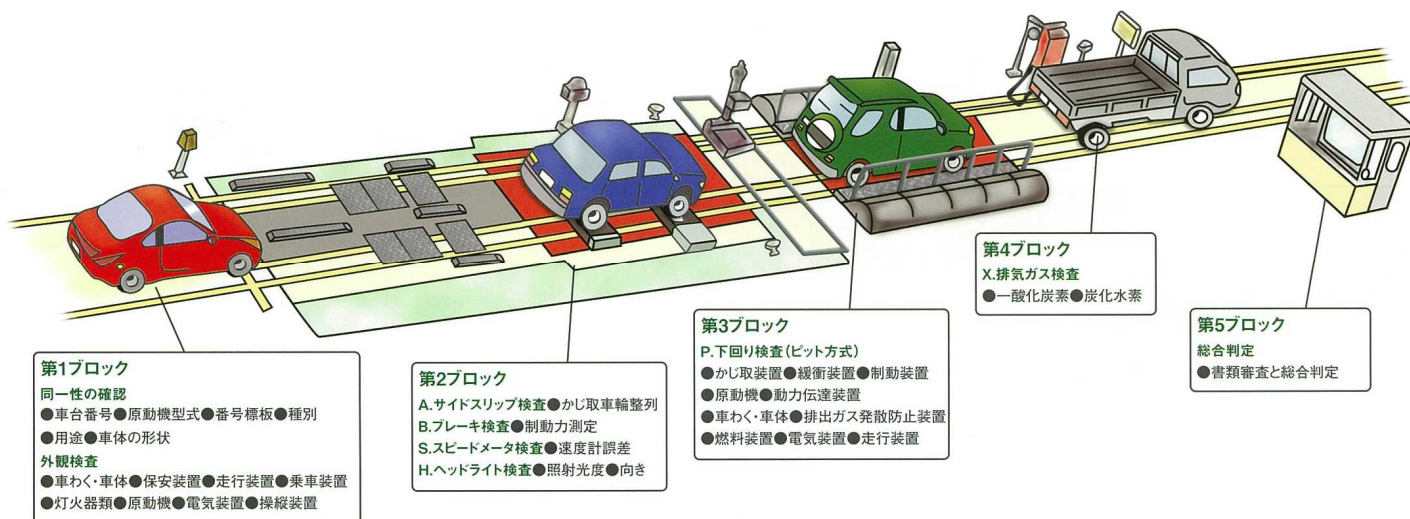
- ①自動車検査場において、自動車が道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査
- ②街頭検査において、自動車が道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査
- ③上記業務に付帯する業務

(4) 組織

本部(東京) ————— 九州検査部(福岡) ————— 熊本事務所

所長 主席検査官 検査官 検査官補

(5) 検査コースの概要

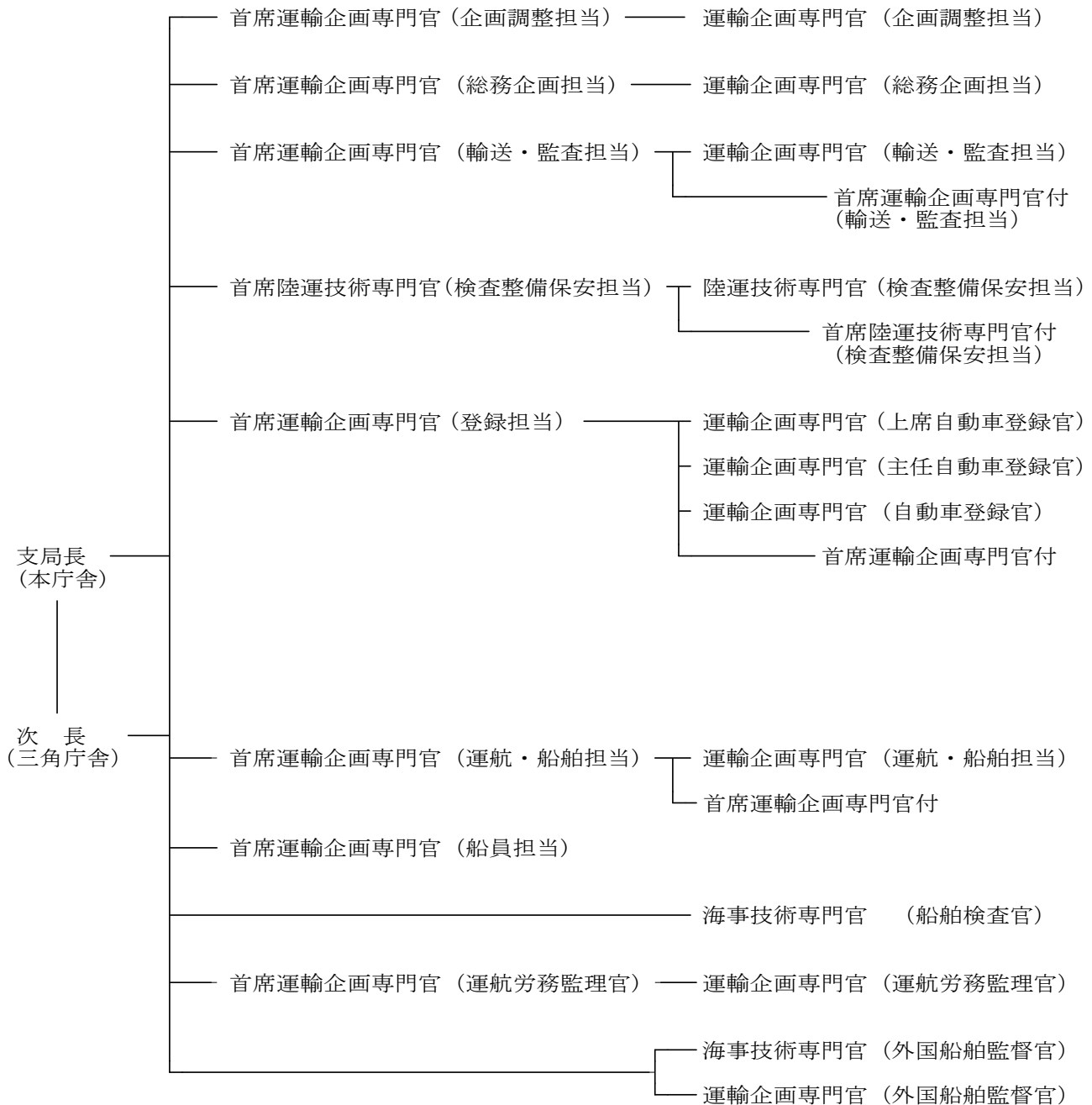


検査場外観



Ⅲ 熊本運輸支局の組織・沿革

1. 組織図



本庁舎外観（熊本市東区）



三角庁舎外観（宇城市 三角港湾合同庁舎 3 F）

2. 熊本運輸支局(陸運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和22年 3月	熊本駅構内に運輸省鉄道監理局自動車事務所として発足した。
昭和23年 1月	道路運送法が施行されたのに伴い鉄道監理局自動車事務所は廃止され新たに道路運送監理事務所が設置された。
昭和24年 8月	道路運送監理事務所が廃止され、陸運局分室が設置された。
昭和24年11月	陸運局分室が廃止され、熊本県陸運事務所が設置された。
昭和34年 2月	熊本市東町(現在地)に庁舎を新築し移転した。
昭和46年 3月	車検場を2コースから4コースに増築し検査機器を自動化した。
昭和46年 4月	登録業務に電算機を導入した。
昭和48年10月	特殊法人軽自動車検査協会設立に伴い、軽自動車の届出業務を分離した。
昭和53年 3月	車検場増築によりディーゼル黒煙検査コースを新設した。
昭和53年 9月	隣接地(旧中央紡績K.K跡地)7,750㎡を購入した。
昭和55年 3月	建坪927㎡の新庁舎を新築した。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局熊本陸運支局と改称された。
昭和59年12月	検査場1コースを増設した。
昭和61年 4月	車両課を設置して整備課から保安・検査業務を移した。
昭和62年 3月	標板取り付け上屋及び書庫を建築した。
昭和63年 3月	4コースの検査機器を更新し検査場構内を舗装した。 庁舎の玄関を改修しアーケードを設置した。
平成 4年10月	重量計を更新した。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 3月	検査場を同一敷地内に新築し、検査機器の更新及び見学者通路を新設した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織再編により熊本陸運支局と三角海運支局が統合し九州運輸局熊本運輸支局となる。それにより総務企画課を設置した。また、自動車検査部門が自動車検査独立行政法人法により独法化され、自動車検査独立行政法人九州検査部熊本事務所となる。
平成15年 2月	庁舎1階の一部を増築し、事務室及び待合室を拡張した。
平成16年 7月	倉庫業務を運航・船舶課から総務企画課に移した。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【総務企画部門】

- ・ 文書、人事、厚生、会計に関すること
- ・ 地域交通計画、貨物流通等の企画業務に関すること
- ・ 旅行業、倉庫業、鉄道に関すること
- ・ 防災・事故防止等に関すること

【輸送部門】

- ・ (旅客、貨物)自動車運送事業に関すること
- ・ 自家用自動車の貸渡に関すること
- ・ 自動車輸送統計に関すること
- ・ 土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
- ・ 自動車損害賠償責任保険に関すること
- ・ 自家用自動車の使用に関すること

【登録部門】

- ・ 自動車の登録に関すること
- ・ 検査対象外軽自動車の使用届等に関すること
- ・ 自動車の統計に関すること
- ・ 自動車の臨時運行許可事務の指導に関すること

【整備部門】

- ・ 自動車の整備事業の指導、監督に関すること
- ・ 自動車の整備・検査に関すること
- ・ 自動車整備士の養成施設及び技能検定に関すること
- ・ 運送事業者の安全対策に関すること

3. 熊本運輸支局(海運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和18年11月	運輸通信省門司海運局三角支局が設置された。
昭和20年 5月	官制改正により運輸通信省は運輸省と郵政省に分離された。
昭和20年 6月	官制改正により九州海運局三角支局と改称された。
昭和22年11月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、樋島、御所浦、本渡、牛深、富津、富岡、八代及び水俣の15出張所が開設された。
昭和24年 1月	次長制が新設された。
昭和24年 6月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、御所浦及び富津の9出張所が廃止された。
昭和27年 8月	樋島、牛深、富岡及び水俣の4出張所が廃止された。
昭和31年 1月	牛深出張所が再び開設された。
昭和32年 5月	船舶積量測度官が長崎支局に配置換えとなった。
昭和32年 7月	水俣分室が開設された。
昭和43年 5月	三角港湾合同庁舎へ入居した。
昭和44年 4月	本渡出張所の廃止及び次長制の廃止に伴い、監理、運航の2課が新設され、船員労務官が配置された。
昭和45年 4月	牛深出張所及び水俣分室が廃止された。
昭和46年 4月	船員職業安定所が新設され、八代出張所が廃止された。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局三角海運支局と改称された。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織改編により熊本運輸支局の分庁舎となり、次長、運航・船舶課、船舶検査官、船舶測度官、船員課、船員労務官の新体制となった。
平成15年 4月	三池海事事務所が廃止されたことに伴い、管轄範囲の内、熊本県内分が熊本運輸支局に移管され、外国船舶監督官が配置された。
平成17年 4月	海上運送事業の活性化のための船員法等の一部改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が設置された。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【運航・船舶部門】

- ・ 内航海運業に関すること
- ・ 旅客航路事業に関すること
- ・ 港湾運送事業に関すること。
- ・ 造船業及び船用工業に関すること
- ・ 船舶の登録・測度事務に関すること
- ・ 船舶検査事務に関すること
- ・ 認定事業場、型式承認に関すること
- ・ 海事思想の普及に関すること

【船舶検査官】

- ・ 船舶の検査に関すること。
- ・ ISMの審査に関すること。

【船舶測度官】

- ・ 船舶の登録・測度に関すること

【船員部門】

- ・ 船員の雇入届出、船員手帳の交付に関すること
- ・ 海技免状、小型船舶操縦免許証の交付に関すること
- ・ 船員の職業紹介、失業保険金の支給に関すること

【運航労務監理官】

- ・ 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関すること
- ・ 船員災害の防止を図るための安全衛生に関すること
- ・ 船舶の航海の安全に関すること
- ・ 旅客船及び貨物船の運航管理に関すること

【外国船舶監督官】

- ・ 外国船舶の監督に関すること

IV 運輸関係法人・団体等

1. 関係法人・団体等一覧表 (陸運関係)

(平成30年3月現在)

名	称	代 表 者	専務理事等	郵便番号	所 在 地	電 話
独立行政法人自動車事故対策機構	熊本支所	中田 知明		860-0806	熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル内	322-5229
軽自動車検査協会	熊本事務所	林 寛		862-0901	熊本市東区東本町16-3	369-5979
一般社団法人 熊本県バス協会		森 敬輔	富田 廣志	860-0806	熊本中央区市花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	352-9694
公益社団法人 熊本県トラック協会		住永 豊武	吉住 潔	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	369-3968
一般社団法人 熊本県タクシー協会		石崎 公士	吉田 光義	862-0901	熊本市東区東町4-14-31	368-4101
熊本県自動車販売店協会		與縄 義昭	川畑 幸広	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	365-0638
一般社団法人 熊本県自動車整備振興会		齊藤 直信	緒方 勝行	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	369-1441
熊本県自動車整備工業協同組合		内田 力雄	宮本 勉	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	369-4141
一般社団法人 熊本県自動車標板協会		幸山 繁信	垣下 貢	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	367-1656
一般社団法人 熊本県自家用自動車協会		幸山 繁信	渡邊 孝	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	369-5345
熊本県中古自動車販売協会		永松 守	吉田 宣征	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	369-6011
一般財団法人 日本自動車査定協会 熊本県支所		與縄 義昭	川畑 幸広	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	369-5123
熊本県軽自動車協会		豊永 深志	清田 祐司	862-0901	熊本市東区東本町16-3	369-7920
一般財団法人 九州陸運協会 熊本支部		山村 澄雄		862-0901	熊本市東区東町4-14-36	369-2525
一般社団法人 熊本県レンタカー協会		永島 賢治	岩永 達美	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	367-3675
熊本県運送事業協同組合連合会		成松 唯幸	黒瀬 達三	862-0901	熊本市東区東町4-6-1	368-7493
一般社団法人 日本自動車連盟 熊本支部		梅崎 輝也	石井 尚喜	861-8038	熊本市東区長嶺東6-30-30	380-9200
一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会		吉丸 良治	片岡 隆一	860-0806	熊本市中央区辛島町8-23	359-1788
南九州交通共済協同組合		本岡 孝康	牧野 一矢	862-0914	熊本市東区山ノ内1丁目4-20	369-0108
社団法人 全国霊柩自動車協会 熊本県支部		瓜生田 孝和	宮崎 洋子	860-0051	熊本市西区二本木4-10-1	353-5341
熊本県個人タクシー協会		秦 英房		862-8089	熊本市東区下南部3-6-31	380-2488
熊本県倉庫協会		倉岡 俊弘	中本 覺	862-8635	熊本市南区流通団地2-20-3 九州産交運輸(株)内	379-3727
熊本県冷蔵倉庫協会		須々木 泰隆	高木 新二	860-0047	熊本市南区城南町築地624-19 日豊食品工業(株)内	0964-28-7071
一般財団法人 天草自動車協会		山下 真一	赤松 眞悟	863-0018	天草市浜崎町6-21	0969-23-5188
一般社団法人 人吉球磨自動車協会		丸尾 孜	田平 尚之	868-0025	人吉市瓦屋町2214-2	0966-22-2215
熊本県自動車電装品整備商工組合		山田 憲一	池田 正勝	861-4101	熊本市南区近見8-5-34 (有)山田電機内	096-325-1092
熊本県自動車車体整備協同組合		清田 兼示		861-4109	熊本市南区日吉1丁目1-11 みのりマンション404	096-352-5157

2. 関係法人・関係団体一覧表(海運関係)

(平成30年3月現在)

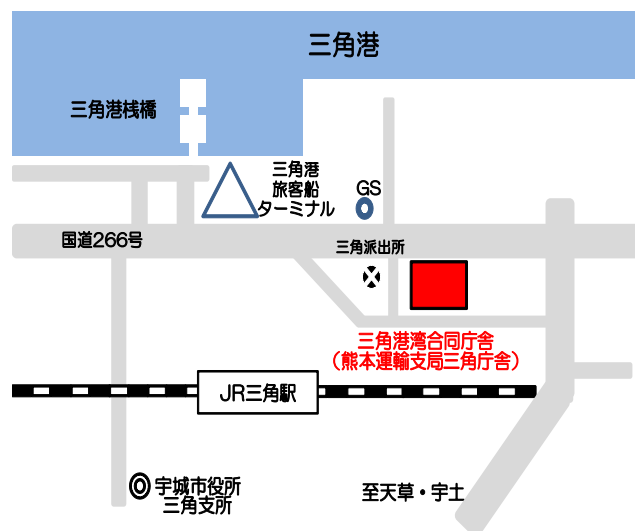
名称	代表者	事務局長等	郵便番号	所在地	電話
日本小型船舶検査機構三角支部	岩尾 伸一郎		869-3207	宇城市三角町三角浦1160-179	0964-52-3800
熊本県地方港湾審議会	柿本 竜治	熊本県港湾課	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県土木部河川港湾局港湾課	096-333-2516
熊本県海運組合	深水 保廣	松本 円嘉	861-6102	上天草市松島町合津無番地	0969-56-2928
熊本地区内航海運協同組合	久保田 武敬	木村 和久	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-85	0964-52-3269
熊本旅客船協会	井手 雅夫	高山 眞佐子	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-177	0964-52-2303
三角港湾運送協会	守田 健一		869-3207	宇城市三角町三角浦1159-3 三角海運(株)内	0964-53-1333
八代港運協会	松木 喜一	宮本 一義	866-0033	八代市港町69-4 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
水俣港運協会	古里 哲廣	浦口 祐宏	868-0012	水俣市月浦字前田54-172 南九州センター内	0966-63-4117
熊本地区港湾運送事業協同組合	松木 喜一	宮本 一義	866-0033	八代市港町69-4 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
熊本県造船業組合	篠崎 鉄蔵		869-3205	宇城市三角町波多284 (株)篠崎造船鉄工所内	0964-52-2703
九州船用工業会熊本支部	森内 一		869-3602	上天草市大矢野町上654 (有)森内鉄工所内	0964-56-4912
船員災害防止協会九州支部熊本地区支部	深水 保廣	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
熊本県船員労働安全衛生協議会	深水 保廣	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
株式会社日本船舶職員養成協会西日本九州海技学院	中野 隆	田中 克典	869-3207	宇城市三角町三角浦1193	0964-52-2451

・周辺図

(熊本本庁舎)



(三角庁舎)



国土交通省 九州運輸局 熊本運輸支局

(本庁舎)

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14番35号

総務企画部門 TEL (096) 369-3188

輸送部門 TEL (096) 369-3155

登録部門 TEL (050) 5540-2086

整備部門 TEL (096) 369-3130

総務企画・輸送 FAX (096) 365-5695

登録・整備 FAX (096) 369-3301

(三角庁舎)

〒869-3207 宇城市三角町三角浦1160番地20 三角港湾合同庁舎

TEL (0964) 52-2069

FAX (0964) 52-2033

九州運輸局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>